

太宰府市高齢者支援計画
(高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画)

令和6年度事業報告及び令和7年度予定

第2部 各論

節						計画の ページ
1	健康づくりと介護予防、 生活支援の運動	1	健康づくりの推進	(1)	健康増進事業との連携	31
				(2)	高齢者の保健事業と介護予防の一体的 実施事業の推進	32
		2	介護予防の推進	(1)	介護予防・生活支援サービス事業の推進	① 訪問・通所型サービス 35
				(2)	一般介護予防事業の推進	② 介護予防ケアマネジメント 39
		3	連携と協働による在宅生活を支える サービスの充実	(1)	生活支援体制整備事業の充実	44
				(2)	配食サービス事業の実施	46
				(3)	紙おむつ給付サービス事業の実施	47
		4	見守りサービスの充実	(1)	緊急通報装置設置事業の実施	48
				(2)	見守り協定推進事業の充実	49
		2	支援体制の充実	1	地域包括支援センターの機能強化	(1)
(2)	相談体制の充実					52
2	地域ケア会議の充実			(1)	地域ケア会議推進事業の充実	54
3	在宅医療・介護連携の推進			(1)	在宅医療・介護連携推進事業の推進	56
4	認知症の人及び家族に対する支援 の充実			(1)	認知症総合支援事業の推進	62
				(2)	認知症高齢者等事前登録制度の実施	64
				(3)	認知症サポーター養成事業の推進	65
				(4)	介護従事者への基礎研修受講の義務化への 対応	66
5	高齢者の権利擁護と虐待の防止			(1)	成年後見制度利用支援事業の促進	① 地域連携ネットワークの構築 68
				(2)	老人保護措置事業の実施	② 成年後見制度の利用促進に向けた 取り組みの強化 69
				(3)	緊急一時保護事業の実施	70
						71
3	高齢者の活躍促進	1	高齢者の生きがいづくり	(1)	生涯学習活動・生涯スポーツ活動の推進	① 生涯学習活動の推進 72
						② 生涯スポーツ活動の推進 74
				(2)	高齢者の生きがいづくりの推進	① 介護予防・生きがい活動支援事業 76
						② 敬老会関係事業 77
						③ 老人クラブ関係事業 78
				(3)	高齢者の生きがいづくりの場の確保	① 老人憩いの場整備事業 79
		② 老人福祉センター 80				
		2	高齢者の就労支援と多様な働き方 の推進	(1)	高齢者の就労支援	81
				(2)	ボランティア活動の推進	83
		4	安心して暮らせる環境づくり	1	住まいに関する支援体制の充実	(1)
(2)	住宅改修支援事業の実施					86
2	高齢者への移動支援の充実			(1)	公共交通機関の利便性の向上	87
				(2)	高齢者運転免許証自主返納支援事業の推進	88
3	災害緊急時に備えた支援体制の 充実			(1)	避難行動要支援者避難支援制度の充実	89
				(2)	福祉避難所の指定・運営の推進	90
5	介護サービスの充実	1	介護サービスの基盤整備	(1)	介護サービスの基盤整備	92
		2	介護サービスの質の確保及び向上	(1)	介護給付費等費用適正化事業の推進	93
				(2)	運営指導	94
		3	介護人材の確保及び資質の向上	(1)	介護人材の確保の推進	95
(2)	介護現場の生産性の向上と事業所の負担軽減 に向けた取り組み			97		

第 1 節 健康づくりと介護予防、生活支援の運動

事業名			事業内容	現状・課題	方向性	第 9 期事業量（目標）	令和 6 年度の実績と評価	令和 7 年度の予定	担当課
1 健康づくりの推進	(1) 健康増進事業との連携		地域の健康推進員、食生活改善推進員、スポーツ推進委員などを中心に、各小学校区単位で実施する地域健康づくり推進事業に対して補助を行っています（地域健康づくり補助金）。	新型コロナウイルス感染症の影響により、中止を余儀なくされ、令和 3 年度では、一部の地域で校区をさらに細分化した分散開催となりました。各地域が主体となって開催するイベントという位置づけにあり、地域ごとに開催状況が異なる場合があるため、地域の実情に応じた支援が必要となっています。	今後も、地域健康づくり事業を通じた、各地域での自主的な活動の支援に取り組めます。	■開催数 R6年度 6回 R7年度 6回 R8年度 6回 ■参加者数（65歳以上） R6年度 1,000人 R7年度 1,000人 R8年度 1,000人	■開催数 5回（太宰府東小校区・国分小学校区・太宰府南小校区・水城小校区・太宰府西校区） 5小学校区で開催され、うち2小学校区では公民館ごとに分散開催された。健康増進や食生活改善など地域の意識向上が図れた。 ■参加者数（65歳以上・844人） 太宰府東小校区 89人 国分小学校区 150人 太宰府南小校区 255人 水城小校区 116人 太宰府西小校区 234人	全6校区自治協議会で、開催を見込んでおり、多くの市民が健康増進や食生活改善などの健康意識向上を図れるよう、各自治協議会の自主的な活動を支援していく。	元気づくり課
	(2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の推進		平成26年 5 月に日本老年医学会が提唱した「フレイル」の対策として、モデル事業の実施等を経て開始された本事業は、令和 6 年度にすべての市町村に開始が求められており、令和 3 年度末793（約 5 割）の市町村が実施計画の申請を済ませています。本事業は、高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握できるよう規程の整備等を行い、必要な分析を行ったうえで、75歳以上高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することとされています。具体的には、健康診査・保健指導の実施、データ分析に基づく保健指導の推進、発症予防と重症化予防の推進などを図ること、また、健康状態不明者の把握を行い、医療・介護サービスの接続、通いの場を利用した相談事業、健康教育等の普及活動といった医療と健診、介護事業を一体的に取り組み、健康寿命の延伸を目指します。	国民健康保険の保健事業で特定健康診査の受診率向上と疾病の発症予防及び重症化予防に重点を置いた取り組みを推進してきましたが、対象が74歳までとなっているため、75歳から保険が変わることで実施できていなかった保健指導を、本市が主体となって継続して実施できる機会と捉え、介護予防の各種事業と一体的に実施することが必要となっています。また、保健師や管理栄養士等がコーディネーターとなって中核的な役割を担うこととされていることから、従事者確保や体制整備が必要となります。さらに、医療レセプト・介護給付・健診結果などの個人情報に基づいた事業展開が求められていることから、庁内・関係機関とその取扱いに関する運用方法（ルールづくり）が求められています。	早期の事業開始に着手、方針に沿った事業展開に向けてデータ分析を行い、分析結果に基づく事業立案、さらには外部委託を含めた実施体制確保を第一として、関係各課が連携した推進を図っていきます。さらに、国保データベース等を活用した健康課題の分析結果を元に、ハイリスクアプローチ・ポピュレーションアプローチを実施しており、今後対象者の拡大を図っていきます。	○ハイリスクアプローチ ■重症化予防 R6年度 500件 R7年度 550件 R8年度 600件 ■低栄養予防 R6年度 300件 R7年度 300件 R8年度 300件 ■健康状態不明者への支援 R6年度 670件 R7年度 650件 R8年度 630件 ○ポピュレーションアプローチ ■介入した通いの場（団体） R6年度 12件 R7年度 14件 R8年度 16件 ■延実施人数 R6年度 500人 R7年度 550人 R8年度 600人	令和6年度事業量 ○ハイリスクアプローチ ■重症化予防 366件 ■低栄養 560件 ■健康状態不明者への支援 193件 ○ポピュレーションアプローチ ■介入した通いの場（団体）10件 ■延実施人数 212人 令和3年度より事業を開始し、下記について取り組み、事業構築に努めた。 ■庁内・庁外関係課との連携・体制づくり ・当市の健康課題解決への助言をいただき、効果的な事業展開へつなげた。 ・庁内）高齢者支援課・国保年金課・介護保険課と連携し、事業構築に向けた会議を複数回実施した。また、高齢者への支援は、高齢者支援課と連携して実施した。 ・庁外）事業の周知及び理解、医療機関受診に関する連携体制整備などを目的に、社会福祉協議会・自治協議会・医師会・市内医療機関などと連携を行った。 ■高齢者への支援 当市の後期高齢者の健康課題を分析し、健康課題解決を目的に事業構築を行った。 ハイリスクアプローチ）健診結果を基に、生活習慣病や低栄養、脳梗塞予防に向けた保健指導を実施した。また、健康状態不明者（健診・医療・介護の利用がない者）に対し、アウトリーチ支援を通して健康状態の確認及び必要なサービス接続を行った。さらに今年度からは、多剤服薬者への適正服薬に向けた個別支援介入を、薬剤師会との連携の下で開始した。 ポピュレーションアプローチ）地域の通いの場へ介入し、健康教育・フレイルチェックを行った。経年的に地域でフレイル予防に取り組むことができる仕組みづくりが必要。	令和6年度までの取り組みを継続するとともに、今年度からハイリスクアプローチの一環として、口腔機能低下によるフレイル予防を目的とした個別支援介入を開始予定。	元気づくり課 高齢者支援課 国保年金課 介護保険課

事業名		事業内容	現状・課題	方向性	第9期事業量（目標）	令和6年度の実績と評価	令和7年度の予定	担当課	
2 介護 予 防 の 推 進	（1）介護予防・生活 支援サービス事業の推 進	①訪問・通所型サー ビス	●訪問型サービス（国基準） 従来の介護予防訪問介護に相当するサービ スを提供します。 ●訪問型サービスA（緩和した基準） 従来の介護予防訪問介護から利用単価や事 業所における人員基準等の緩和を行い、身 体介護を伴わない掃除・洗濯・買い物等の 生活援助のサービスを提供します。また、 簡易な生活援助については「高齢者家事支 援サービス事業」により、シルバー人材セ ンターに委託して提供します。 ●訪問型サービスC（短期集中予防サービ ス） 身体機能・生活機能等の低下及び閉じこも り等の心身の状況のために通所による事業 への参加が困難で、訪問による支援が必要 と認められる人を対象に、3～6か月間の 短期集中予防サービスとして保健・医療専 門職が自宅を訪問して、介護予防に必要な 助言・指導を行います。 ●通所型サービス（国基準） 従来の介護予防通所介護に相当するサービ スを提供します。 ●通所型サービスA（緩和した基準） 従来の介護予防通所介護から利用単価や事 業所における人員基準等の緩和を行い、入 浴の提供を伴わない通所介護のサービスを 提供します。	平成29年度より介護予防・日常生活支援総 合事業を開始し、介護予防・生活支援サー ビス事業の中で、現行（国基準）の訪問型 サービス及び通所型サービスに加え、緩和 した基準の訪問型サービスA及び通所型 サービスAを実施しています。また、試行 的ではありますが、訪問型サービスCの取 り組みを行っています。併せて、これらの サービスを適切に提供するために介護予防 支援事業（ケアマネジメント）を行ってい ます。また、簡易的な生活援助については 「高齢者家事支援サービス事業」として、 シルバー人材センターに委託してサービス を提供しました。 高齢者の増加に伴い、事業費の更なる増加 や支援を必要とする高齢者及び支援ニーズ の更なる増加が見込まれる中、当該高齢者 が住み慣れた地域でこれまでどおり生活で きよう、それぞれの多様なニーズについて 整理するとともに、多様な主体による多 様なサービスを検討・構築していく必要が あります。 本市では、新規で要介護認定を受ける人 が、年間600名ほどで、高齢者人口に占め る新規認定者の発生率は、令和2年で 3.8%となり、国・県と比較すると低く推 移しているもののそのうち約半数が要支援 認定を受け、新規の要支援認定率は、国・ 県と同程度となっています。 そのため、新規要支援認定率の適正化に向 け、認定を受けずとも利用できるサービスの 拡充が必要となっています。	訪問型サービス及び通所型サービス、その 他の生活支援サービスの充実を図るととも に、これらのサービスを適切に提供できる よう介護予防支援事業（ケアマネジメン ト）を継続していきます。今後は従来どお りのサービスの提供に加え、事業を継続し て実施できるよう、地域の実情に応じた単 価設定や地域のニーズに応じたサービス及 びサービス提供体制の構築を図ります。 本市では、年間600名ほどの新規要介護認 定者のうち、半数の300名ほどが要支援認 定者となっています。そのため、短期集中 型の介護予防により、効果があると考えら れる人については、総合事業の訪問型サー ビスCなどを案内していくこととし、対象 者の選定をする際にも、既存の認定者では なく、新規の認定者を対象とすることを検 討していきます。 同時に、訪問型サービスCの実施期間が終 了した後、介護予防の取り組みと社会参加 に向けての支援として、地域の通いの場な どへの支援、一般介護予防事業への参加勧 誘、さらにはスポーツ課の実施している事 業との連携などを実施することで、サービ ス終了後の流れを構築していきます。 訪問型サービスの担い手については、福岡 県が実施しているヘルパー養成講座を本市 でも独自に実施することを検討します。 また、住民主体によるサービスや生活支援 サービスについても、生活支援コーディ ネーターが中心となって地域のニーズや資 源等を集約し、各関係機関等との協議を踏 まえながら新たなサービスについて検討し ていきます。	○訪問型サービス（国基準） ■利用件数 R6年度 680件 R7年度 685件 R8年度 690件 ○訪問型サービスA ■利用件数 R6年度 1,720件 R7年度 1,730件 R8年度 1,740件 ■高齢者家事支援サービス利用件 数 R6年度 1,000件 R7年度 1,010件 R8年度 1,020件 ○訪問型サービスC ■開催数 R6年度 140回 R7年度 140回 R8年度 140回 ■参加者数 R6年度 10人 R7年度 10人 R8年度 10人 ○通所型サービス（国基準） ■利用件数 R6年度 1,230件 R7年度 1,240件 R8年度 1,250件 ○通所型サービスA ■利用件数 R6年度 2,600件 R7年度 2,620件 R8年度 2,640件	【実績】 ○訪問型サービス（国基準） ■利用件数 2,064件 ○訪問型サービスA（※） ■利用件数 146件 ■高齢者家事支援サービス利用 件数 1,350件 ○訪問型サービスC ■開催数 16回 ■参加者数 1人 （※）内訳 R6.3月利用分 139件 住所地特例分 7件 【評価】 R6報酬改定により、緩和した基 準の訪問型サービスAを廃止した ことに伴い、国基準の訪問型 サービスが増加した。また、簡 易な生活援助については「高齢 者家事支援サービス事業」とし て、シルバー人材センターに委 託してサービスを提供し、目標 値を達成した。 訪問型サービスCについては、開 催数、参加者数ともに目標値に は及ばなかった。 【実績】 ○通所型サービス（国基準） ■利用件数 1,452件 ○通所型サービスA ■利用件数 2,443件 【評価】 国基準の通所サービスに加え、 緩和した基準の通所型サービス Aを実施した。	訪問型サービスの国基準及び高 齢者家事支援サービスについて は、引き続き提供し、事業を継 続して実施できるよう、地域の 実情に応じたサービス提供体制 の構築を図る。 訪問型サービスCを実施するにあ たり、様々な職種との連携が不 可欠であるため、連携を強化 し、支援を必要としている方に 支援できるよう検討していく。 通所型サービスの国基準及びAIに ついては、引き続き提供し、事 業を継続して実施できるよう、 地域の実情に応じたサービス提 供体制の構築を図る。	高齢者支援課
			②介護予防ケアマネ ジメント	介護予防ケアマネジメントは、要支援者等 から依頼を受けて、自立支援・重度化予防 及び日常生活支援を目的として、心身の状 況、置かれている環境その他の状況に応じ て、本人の選択に基づき、訪問型サービ ス、通所型サービス、一般介護予防事業や その他生活支援サービスも含め、要支援者 等の状態等にあった適切なサービスが、包 括的かつ効率的に提供されるよう必要な 支援を行います。	地域包括支援センターにおいて、要支援者 や事業対象者に対して、アセスメントを行 い、本人の意向や自立を目指した目標と介 護予防サービスをはじめ、地域のイン フォーマルなサービスを含めた予防支援の ケアプランを作成し、支援を実施していま す。 今後の高齢者数の増加によって支援が必要 な人が増加してくることが予測されます。	これまで、地域包括支援センターにおける 介護予防に関するケアマネジメントは、 「何をしてほしいか」ではなく、「何がで きるようになりたいか」という視点で支援 を行っており、引き続き自立支援型の 視点を持ったケアプランの作成とすべての 事業の効果的な推進に取り組んでいきま す。	■対象者数 R6年度 9,400人 R7年度 9,720人 R8年度 9,950人	【実績】 ケアプラン作成延べ人数 令和6年度9,339人 令和5年度9,342人 令和4年度8,911人 【評価】 ケアプラン作成数は昨年と比較 すると横ばい。後期高齢者が増 加傾向にあるなか、今後の動向 を注視する必要がある。	引き続き介護予防ケアマネジメ ントを実施する。

事業名		事業内容	現状・課題	方向性	第9期事業量（目標）	令和6年度の実績と評価	令和7年度の予定	担当課
	（2）一般介護予防事業の推進	●介護予防把握事業 各地域において収集した情報等（例えば、民生委員・児童委員などの地域や関係機関等からの情報など）の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する人を把握し、介護予防に資する活動へつなげます。 ●介護予防普及啓発事業 介護予防に資する知識の普及として啓発媒体の作成や配布、介護予防教室、相談事業を実施します。 例）すこやか運動教室、男性のためのすこやか運動教室、健幸リズム教室、転ばんための体力測定、すこやか相談 ●地域介護予防活動支援事業 介護予防活動の地域展開を目指し、住民主体の通いの場等の活動の支援及び地域組織の育成を地域の実情に応じて支援します。 例）地域出前講座（講師派遣）、介護予防活動に対する補助金交付等 また、介護予防活動を担うボランティアの養成に向け、専門的な講座や地域のニーズに合った養成講座を開催するとともに、受講者が活動につながるような働きかけと環境づくりを行います。 ●一般介護予防事業評価事業 地域の実情に応じた効果的かつ効率的な介護予防の取り組みに向けて、介護予防の取り組み状況や住民主体の通いの場の充実状況等に関する評価等を行います。その結果を積極的に地域住民と共有し、介護予防に対する理解を深めることに努め、意見も踏まえつつ事業の展開を図ります。 ●地域リハビリテーション活動支援事業 地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。 また、本市ではリハビリテーション専門職等を常勤の職員として雇用することで、出前講座の開催や地域ケア会議への出席など包括支援センターの体制強化を図ります。	ひとり暮らし世帯、高齢夫婦のみ世帯数が増加傾向にあるとともに、うつ、認知症、転倒のリスク該当者割合が増加しています。現在、本市では総合体育館（とびうめアリーナ）及びいきいき情報センターの2か所において65歳以上のすべての高齢者を対象とした介護予防教室やいきいき情報センターでの相談事業等を実施しています。第8期計画期間中は、新型コロナウイルスの影響による事業の休止がありましたが、再開にあたって従来の会場からの変更や、人数制限を設け予約制での実施などで対応しました。 令和4年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、介護予防を行うにあたり、取り組みやすいと思えるものとしては、「自宅で自主的に取り組む」が59.8%と最も多く、次いで「近くの公民館の教室などに参加する」が23.5%となっています。 今後も事業対象者へのニーズを踏まえた事業内容を検討するとともに、生活習慣病などの予防及び介護予防事業の周知啓発、参加促進を図り、元気で健康的に過ごしてもらうことが重要です。	新型コロナウイルスの影響により休止していた事業を、コロナ禍以前の稼働率に戻し、運動機能低下・転倒予防の視点だけでなく、疾病の予防・重症化予防の視点を持った包括的な事業として実施し、介護予防の普及啓発のために実施体制の整備や人員確保に努めます。また、コロナ禍で心身の機能が弱ってしまった人などの掘り起こしも検討していきます。 通いの場のひとつとして市が主体となって行う介護予防教室等を継続して実施する一方、住民主体の通いの場の普及・拡大を図るため、専門職等の関与の促進等に取り組み、身近な場所で介護予防活動が展開されるよう支援していきます。	○介護予防普及啓発事業 すこやか運動教室 ■開催回数 R6年度 160回 R7年度 160回 R8年度 160回 ■参加者数 R6年度 4,800人 R7年度 4,800人 R8年度 4,800人 ○男性のためのすこやか運動教室 ■開催回数 R6年度 40回 R7年度 40回 R8年度 40回 ■参加者数 R6年度 1,200人 R7年度 1,200人 R8年度 1,200人 ○健幸リズム教室 ■開催回数 R6年度 10回 R7年度 10回 R8年度 10回 ■参加者数 R6年度 300人 R7年度 300人 R8年度 300人 ○転ばんための体力測定 ■開催回数 R6年度 4回 R7年度 4回 R8年度 4回 ■参加者数 R6年度 120人 R7年度 120人 R8年度 120人 ○すこやか相談 ■開催回数 R6年度 12回 R7年度 12回 R8年度 12回 ■参加者数 R6年度 120人 R7年度 120人 R8年度 120人 ○地域出前講座（講師派遣） ■開催回数 R6年度 30回 R7年度 30回 R8年度 30回 ■参加者数 R6年度 900人 R7年度 900人 R8年度 900人 ○元気アップ教室 ■開催回数 R6年度 24回 R7年度 24回 R8年度 24回 ■参加者数 R6年度 240人 R7年度 240人 R8年度 240人	○介護予防普及啓発事業 すこやか運動教室 ■開催回数 R6年度 160回 ■参加者数 R6年度 5245人 ○男性のためのすこやか運動教室 ■開催回数 R6年度 40回 ■参加者数 R6年度 1,105人 ○健幸リズム教室 ■開催回数 R6年度 10回 ■参加者数 R6年度 736人 ○転ばんための体力測定 ■開催回数 R6年度 2回 ■参加者数 R6年度 39人 ○すこやか相談 ■開催回数 R6年度 12回 ■参加者数 R6年度 110人 ○地域出前講座（講師派遣） ■開催回数 R6年度 27回 ■参加者数 R6年度 718人 ○元気アップ教室 ■開催回数 R6年度 24回 ■参加者数 R6年度 119人	コロナ禍があげ、参加者数も伸びてきている教室もあり、コロナ禍前の稼働率には戻ってきたように感じている。今後は介護予防効果を高める教室にしていくとともに安全に実施できるよう実施体制の整備や人員確保に努める。 住民主体の通いの場の普及・拡大についても、専門職等の関与の促進等に取り組み、身近な場所ですこやか運動教室が展開されるよう支援していく。	高齢者支援課

事業名		事業内容	現状・課題	方向性	第9期事業量（目標）	令和6年度の実績と評価	令和7年度の予定	担当課	
3 連携と協働による在宅生活を支えるサービスの充実	（1）生活支援体制整備事業の充実		元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動や多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりの推進を図ります。 本市では、社会福祉協議会に委託して、生活支援コーディネートを配置し、ニーズの把握や社会資源情報の見える化を行っています。令和5年度には高齢者が日常生活を送る中で役立つサービスや情報をまとめたガイドブック（高齢者支援のためのガイドブック）の作成を行い、配布しました。	在宅介護実態調査では、介護認定を受けている人に対し、今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスは、「移送サービス」が23.9%、「外出同行」が17.3%、「配食」が16.8%、「掃除・洗濯」が15.8%となっています。 ひとり暮らし世帯や支援を必要とする高齢者が増加する中、地域組織やボランティア、老人クラブ、社会福祉法人、NPO、民間企業など、地域の多様な主体が連携を図り、高齢者の生活支援を行っていくことが必要となっています。 今後は、現在行っている取り組みに加えて、関係者間のネットワークづくり、生活支援の担い手の養成やサービス開発の検討が必要となっています。 また、ガイドブックについても利用者の意見の把握に努め、地域ごとに掲載情報を分けるなど、情報の更新を行うとともに、より活用しやすい内容に改訂を行っていく必要があります。	日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくことができるよう、生活支援コーディネーターが地域の福祉活動等に参加しながら、引き続きニーズや資源情報等の把握に努めます。 また、その結果を最大限活用し、必要に応じて柔軟に、課題やテーマに沿った話し合いを行いながら、多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築していきます。 市域全体を対象エリアとする第1層協議体については、今後も定期的な開催を行い、多様な主体との連携体制の構築に努めます。		生活支援コーディネーターが地域において随時住民のニーズや課題の収集を行った。 「令和の都ださいふ 高齢者支援のためのガイドブック」を3月に改定し、自治協議会や民生委員・福祉委員合同研修会等において、周知を図った。 また、課題やテーマに沿った話し合いの場を設けるため、既存の話し合いの場を活用したり、必要な方を生活支援コーディネーターが結び意見交換の場を設けた。	生活支援コーディネーターを中心に随時地域における住民のニーズや課題を収集し、資源情報等の把握に努め、その結果を最大限活用し、必要に応じて柔軟に、課題やテーマに沿った話し合いを行いながら、多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築していく。 また、課題やテーマに沿った話し合いの場を繰り返ししながら、協議体の形を検討していく。	高齢者支援課
	（2）配食サービス事業の実施		ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯で、加齢や心身の障がい及び傷病等の理由により買い物や調理が困難な人に対して、栄養バランスのとれた食事（夕食）を原則手渡しで、配達することで、食生活の改善と健康の増進を図るとともに、配達の際に利用者の安否確認を行います。	配達に伴う安否確認において緊急事態を発見した際は、消防署や医療機関、緊急連絡先に連絡する等の対応を行うことで、日常的な見守りに結びついています。 今後は、利用者の生活状況等について、関係機関との情報共有が必要になってきます。	高齢者等の低栄養状態のリスク回避とともに、より一層の安否確認の徹底、高齢者等の見守りを行います。 高齢者の生活状況等についての情報を地域包括支援センター、家族、関係機関（居宅介護支援事業所等）と共有し、適切な支援が行えるように連携を深めていきます。	【実績】 世帯数：90世帯 延べ配食数：18,496食 【評価】 配食世帯数、配食数ともに増加傾向にあります。背景には、新規利用者の増加及び1人あたりの配食数の増加が考えられる。	引き続き、必要な方にサービス提供し、高齢者等の低栄養状態のリスク回避とともに、より一層の安否確認の徹底を行います。併せて、関係機関と情報共有し、適切なサービスに繋げていく。	高齢者支援課	
	（3）紙おむつ給付サービス事業の実施		寝たきり等により常時紙おむつが必要な、在宅で生活する65歳以上の人に対して、所得に応じ紙おむつを給付することにより、高齢者の生活の質の向上と、経済的負担を軽減しています。	指定の場所に専門業者が配達することにより、利用者からの介護用品に関する相談に対して、適切に対応でき、外出が困難な対象者にも利用できる体制となっています。 今後は、多様化する高齢者ニーズに対応できる体制を整えることが課題となっています。	今後も多様化する高齢者ニーズに対応し、事業の継続を図っていきます。	【実績】 利用者数 493人 【評価】 紙おむつを必要とする要介護認定者に対して、所得に応じた紙おむつの給付を行った。利用者の利便性向上のため、令和7年度からの取扱事業者及び取扱品目を増やすため調整を行った。	今後も国や他自治体の状況等の情報収集に努め、多様化する高齢者ニーズに対応し、事業を継続していく。	高齢者支援課	
4 見守りサービスの充実	（1）緊急通報装置設置事業の実施		65歳以上のひとり暮らしの高齢者の自宅に、簡単な操作で、看護師等の相談員等が24時間体制で待機している受信センターへ連絡できる通報機器を設置し、急病や災害等の緊急時の通報に対して、迅速かつ、適切に対応します。	通報機器の設置により、住み慣れた自宅での安全・安心なひとり暮らしの支えとなっています。機器には、緊急ボタンと相談ボタンの2種類があり、緊急時の対応だけでなく、高齢者の相談（話し）相手としても利用されており、悩みや心身的な不安等の軽減又は解消につながっています。 ひとり暮らしの高齢者は増加しており、更なる周知活動・広報等が必要になっています。	今後も高齢化の進展とともに、ひとり暮らしの高齢者の増加が見込まれることから、高齢者が住み慣れた自宅で安全・安心に暮らすことができるように、事業を継続して実施していくとともに、委託業者との連携も行いながら、要望に応じて出張説明会を実施するなど、事業の周知・広報に努めます。	■設置数 R6年度 160件 R7年度 170件 R8年度 180件	■設置数 R6年度 150件（R7.3.31時点）	65歳以上のひとり暮らしの高齢者の自宅に、申請に応じて緊急通報装置を設置することで、住み慣れた自宅で安心して在宅生活を送るための支援を行ったが、目標の設置数には達しなかった。引き続き事業を継続して実施していくとともに、当該事業の認知度の向上に向けた周知活動・広報等を行っていく。	高齢者支援課
	（2）見守り協定推進事業の充実		各家庭を訪問する機会の多い事業者が、日常業務を通じて、ひとり暮らしの高齢者等の何らかの異変を察知した場合に市に通報してもらうことによって、問題の早期発見につなげ、高齢者等の安全で安心な生活を支援していきます。	平成25年度以降、福岡県と「見守りネットふくおか」の協定を締結した事業者と本市が個別協定を締結することにより、見守り活動の充実に取り組んできました。現在まで28事業者と協定を締結しています。 これまで、見守り協定事業所からの報告としては、令和4年度に、郵便受けに新聞が溜まっているのを見つけた新聞販売店より通報があり、安否確認の結果入院していたという事例が2件ありました。	今後も、本市の実情・特性にあった事業者との協定締結を進めていきます。	■協定締結事業者数 R6年度 30件 R7年度 31件 R8年度 32件	【実績】 協定等締結事業者数 32事業者（R7.3.31時点） 【評価】 県が包括協定を締結した事業者1社と協力依頼文書による協定を締結した。協定締結により、今後はさらなる見守り体制強化につながることが期待される。	引き続き、協定等締結事業者に対して、「見守り事業者」であることの意識づけや、見守り活動に必要な視点等の広報を行う。 今後においても、協定等の締結を進め、さらなる見守り体制強化を図っていく。	高齢者支援課

第2節 支援体制の充実

事業名			事業内容	現状・課題	方向性	第9期事業量（目標）	令和6年度の実績と評価	令和7年度の予定	担当課
1	地域包括支援センターの機能強化		地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、介護や健康、認知症などのことだけでなく、高齢者が抱える生活全般の困りごとに対して、適切なサービスの紹介や関係機関と連携を取りながら積極的に問題解決に取り組んでいます。 また、高齢者虐待、悪徳商法、成年後見制度などの対応や相談窓口として早期発見・被害防止に努め、高齢者の権利が侵害されないようサポートしています。 地域の実情に応じたきめ細やかな対応ができる体制強化として、令和2年度より、地域包括支援センターの支所（サブセンター）を1か所開設し、担当圏域を市域東西としました。 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるようにするための支援体制（地域包括ケアシステム）を推進しています。	本市に2か所ある地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の三職種に加え、認知症地域支援推進員を配置し、包括的な支援を行う体制を整備しています。また、保健事業と介護予防の一体的実施事業の対応として、住民に向けて、健康状態不明者への個別訪問を行うことで、より支援が必要と考えられる人の把握と同時に、必要な支援につなげ、周知活動も行っています。自治会や民生委員・児童委員に対しては、出前講座や地域との交流会を通じて地域包括支援センターの役割を周知しています。医療・介護の関係機関に対しては、個別ケースによる連携をはじめ、事業所訪問などを通じて連携を図っています。 しかし、令和4年度の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、地域包括支援センターを「全く知らない」と回答した人は前回（令和元年度）よりも3ポイント減少したものの25%であり、あらゆる世代へネットワークを活用した周知活動を今後も行う必要があります。	地域包括ケアシステムの趣旨に則り、高齢者が介護や支援を必要とする状態になっても、住み慣れた地域でできるだけ自立した生活を送ることができるよう、地域において高齢者の生活を支えるサービスを総合的に提供するため、地域包括支援センターの認知度向上に向けて、広報紙、ホームページ、あるいは各種の説明会・学習会等を活用して周知活動の強化を図っていきます。 また、高齢者の状況や地域包括支援センター、サブセンターの利用状況等を随時把握しつつ、更なる利便性の向上を目指し、センターから遠方の地域や圏境の地域への身近な相談機関としての役割を充実するために、アウトリーチを含めた相談の在り方など、本市の地域性を踏まえたメリット・デメリットを考慮した上で、効果的かつ効率的な運営体制の構築を図っていきます。 さらに、適切なサービスが提供されるよう、地域のケアマネジャーの支援を行うとともに、様々な関係機関とのネットワークづくりや連携・協力し、地域で安心して、自分らしく暮らしていけるよう、認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業、生活支援体制整備事業、在宅医療介護連携推進事業などを通して地域の実情に応じたまちづくりを進めていきます。		【実績】 ○認知度の向上、周知活動 ・行政出前講座：全7回 ・一体化事業 計 43人 ・新任自治会長向け説明会：1回 ○利便性の向上、効果的・効率的な運営体制の構築 ・東西圏域ごとに1か所の地域包括支援センターを設置し、圏域ごとに身近な相談体制の構築に努めている。 [総合相談件数(延べ)] R元 3,425件（サブセンター開設前） R2 7,106件（サブセンター開設時） R6 10,883件（現在） ○様々な関係機関とネットワークづくり ・自治会周知：43行政区訪問 ・民生委員児童委員交流会：3中学校区 ・民児協福祉委員との学習会：1回 ・居宅介護支援事業所との連携 ①介護支援専門員情報交換会：4回 ②事業所周り：20事業所 ・地域との定例会(向佐野,青葉台)：5回 【評価】 きめ細かな周知活動が行え、本人や家族だけでなく、関係者や関係機関からの相談も増えた。	・地域包括支援センターの認知度向上に向けて、広報紙、ホームページ、各種の説明会・学習会等を活用して周知活動に努める。 ・相談経路を確認し、さらなるネットワークの構築に努める。	高齢者支援課
		(2) 相談体制の充実	高齢者やその家族、地域からの介護・健康・医療・生活等に関する相談については、三職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）及び認知症地域支援推進員による相談体制をとっています。 また、地域包括支援センターの閉所の時間帯（平日17：00～翌朝8：30、土日祝・年末年始）の相談においては、「高齢者夜間・休日電話相談事業(あんしんダイヤル)」による窓口の設置を行うことで、相談体制の充実を図っています。	高齢者やその家族等からの総合相談件数は、年々増加しています。高齢者人口が増えていく中、相談に十分な対応が可能となるよう専門職の増員を図っています。令和4年度の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、高齢者の相談事に身近な地域で対応できる相談体制を整備することに対して、3～4人に1人が力を入れてほしいと回答し、高齢者の相談窓口である地域包括支援センターを知らないと回答した人が、4人に1人という結果でした。 また、「高齢者夜間・休日電話相談事業(あんしんダイヤル)」においても、平成24年9月より事業を開始していますが、年間約50件程度の利用でした。高齢者の安心した在宅生活の維持のためには、身近に相談できる体制を充実するとともに継続した周知活動、広報等を行い、相談窓口の認知向上を図り、利用していただく必要があります。	高齢者の更なる増加が見込まれる中、地域包括支援センターは、地域包括ケアシステム及び介護予防・日常生活支援総合事業の推進等における中核的機関として、今後も相談体制の充実を図っていくとともに、利用に向けて、広報紙やホームページ、民生委員・児童委員等の関係機関・団体を通じて認知度の向上に向けた活動を行っていきます。 また、身近な地域での相談の機会の充実や「高齢者夜間・休日電話相談事業(あんしんダイヤル)」においては、効果的な運用に向けての評価を行っています。 さらに、ランチ的な相談体制、多様なニーズへの対応（基本チェックリストの活用等）を模索、検討していきます。 なお、増加が見込まれる認知症高齢者の家族や、近年社会問題となっているヤングケアラーなど家族介護者支援に取り組むことや、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことが期待されることも踏まえ、障害分野や児童福祉分野など他分野と連携促進を図ることで、対応を強化します。	■総合相談件数（延べ） R6年度 11,950件 R7年度 12,300件 R8年度 12,670件 ■あんしんダイヤル相談件数 R6年度 55件 R7年度 60件 R8年度 65件	【実績】 総合相談件数(延べ) 10,883件 東圏域：5,108件 西圏域：5,775件 【評価】 周知活動の取り組みの効果として、相談件数につながっていると考ええる。 さらに、きめ細やかな情報提供・支援を行うため、主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師の三職種および認知症地域支援推進員を配置し、相談体制の充実に努めた。 地域包括支援センターの機能強化の観点から、総合相談に関する四職種学習会を開催し、相談の効率化、困難事例の抱え込みの解消、継続的支援の整理を行い、より市民の課題解決等につなげることができたこと、運用していくうえでの課題を確認することができ、より相談業務のスキルアップにつながった。	・総合相談に従事する主任介護支援専門員を1名増員し、相談体制の充実を図りる。 ・相談機関との意見交換等の場を持ち、つながりの強化を図りネットワーク構築に努める。	高齢者支援課

事業名			事業内容	現状・課題	方向性	第9期事業量（目標）	令和6年度の実績と評価	令和7年度の予定	担当課
2	地域ケア会議の充実		介護支援専門員等が、担当するケースの支援内容について、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの向上や個別課題の解決を図り、また、個別ケースの課題分析等の積み重ねを通じて、地域課題を明確にすることを目的に、地域ケア個別会議を開催しています。 地域ケア個別会議を通じて、高齢者の地域におけるその人らしい生活の継続を支援するために課題への対応について、栄養、口腔、リハビリテーション、認知症等の専門職とともに、介護予防、健康増進、生活支援などの多様な視点から検討しています。また、検討を通じて多職種間のネットワーク構築を図っています。	地域包括支援センターが中核となり、地域ケア個別会議を通して分析した地域の課題やニーズを、介護保険運営協議会での検討、政策への反映や生活支援体制整備事業等、各事業へフィードバックしています。これまで地域包括支援センターで作成した要支援者のケアプランを対象とした地域ケア個別会議を開催してきましたが、給付分析では、重度化率が高い要支援1と要介護1を重点対象とする地域ケア個別会議を実施することが必要との結果がでています。また、地域ケア個別会議で明らかとなった地域課題に対して解決策を講じていくシステムの構築が必要です。	介護認定者の給付分析において、重症化率が高い要支援1と要介護1に対し、自立支援・重症化防止に向けた取組強化が重要です。この分析結果を、介護支援専門員情報交換会や主任介護支援専門員連絡会等といった機会を利用して共有し、多職種が参加し開催される地域ケア個別会議において、要支援だけでなく要介護においてもケース検討し、自立支援・重症化予防を目指し、個別課題に対し解決を図っていくとともに、地域課題の発見・把握に努めます。 また、認知症総合支援事業など、課題の種類に応じた事業と連携し、課題の解決を行っていくなかで、地域包括ケアシステムの推進を図っていきます。 さらに、地域ケア個別会議の助言がよりよいものとなるよう、助言を受けた人を対象にアンケートを実施することで、事業評価と改善を図ります。	■地域ケア個別会議等回数 R6年度 36回 R7年度 36回 R8年度 36回 ■検討件数 R6年度 108件 R7年度 108件 R8年度 108件	【実績】 地域ケア会議 計30回（79事例） 【評価】 定期的に四職種会議でのケース検討、および地域ケア個別会議を開催し、自立支援・重症化防止に向けた個別課題の解決を図った。在宅生活をする高齢者が介護予防や重症化予防、自立支援の視点で生活でき、現在の身体機能が維持・向上できるような具体的な支援策をあらゆる立場の視点から検討できるきっかけに繋がったと考える。 しかし、訪問サービスCの検討会議の開催とならず、目標回数および目標検討件数には達することができなかった。 地域ケア個別会議の内容充実に向け、令和5年度に助言者向けアンケートを実施。令和6年度に内容分析を行い、改善に向けた検討につなげることができた。	・令和6年度に分析したアンケートから見えてきた課題をもとに、事例提供者、助言者それぞれに連携強化のための学習会を開催し、地域ケア個別会議の内容充実を図る。 ・市内居宅事業所へ地域ケア個別会議の周知を図り地域ケア個別会議の利用促進を図る。	高齢者支援課
3	在宅医療・介護連携推進事業の推進		在宅医療と介護の連携の構築に向けて、筑紫地区5市で、筑紫医師会とともに、在宅医療・介護連携推進事業に取り組んでいます。そこでは、在宅医療・介護サービス資源の見える化や、医療・介護関係者の連携の強化を推進するために、医療・介護の専門機関の代表で構成される連携会議や多職種・多機関連携研修会を開催しています。研修会では、在宅医療・介護連携の課題を抽出して対応策の検討をし、専門職が医療と介護の連携を図れるツールを作成したりと、筑紫地区全体で医療と介護の連携の仕組みの推進を図っています。さらに毎年、在宅医療・介護連携をテーマとした市民公開講座を開催し、地域住民への普及啓発を図っています。	令和4年度の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、「今住んでいる地域に暮らし続けたい」と回答した人が約6割という反面、在宅介護実態調査の前回（令和元年度）の調査との比較では、介護が必要な人の施設等への入所・入居を検討又は申し込みをしている人が増加し、家族介護状況も、家族介護が「ない」人が大きく増加し、「ほぼ毎日ある」が大きく減少しています。また、主たる介護者の年齢について60歳代が最も多く32.5%、次いで50歳代が26.8%となっており、70歳代、80歳代以上を合わせると35%を占めており、老々介護、高齢化、支援者がないことで、住み慣れた地域での生活が困難になっている事態がうかがえます。 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、自宅で最期を迎えたいと答えた人が全体の約半数を占めています。その一方で、終末期医療についての話し合いについては、全く話し合ったことがないと答えた人が約半数を占める結果となり、高齢者が今後も医療と介護のサービスを受けながら、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、高齢者と支援者との話し合いができる場を作ることが必要です。 また、何らかの疾病を抱えていると、要介護の発生率・認知症の発生率が高い等の特徴を有しており、調査においても、介護者が不安を感じる介護等についても、「認知症への対応」が最も多く、医療と介護の両方の支援を必要とすることを示しています。 そのため、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）に向けて、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい生活が続けることができる取り組みが重要となり、地域の医療・介護の関係団体が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を行うことが求められています。	今後も、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者の増加が見込まれることから、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築の推進に向けて、二次医療圏である筑紫地区5市が共同して筑紫医師会に委託して、併設の筑紫医師会在宅医療・介護連携支援センターを中心に、筑紫歯科医師会、筑紫薬剤師会、介護サービス事業者など、医療と介護の関係団体と連携しながら、事業を実施します。 医療と介護の連携した対応が求められる4つの場面（「日常の療養場面」、「入退院時支援」、「急変時の対応」、「看取り」）を中心に、圏域全体での取り組みの周知及び活用を引き続き推進していくとともに、「急変時の対応」の課題の把握と取り組みについての協議を行い、「看取り」においては、専門職の能力差・経験差があることから、連携のツールや研修会を通して支援体制の強化を図ります。 「看取り」については、介護保険施設だけでなく、有料ホーム等においても実施されていることから、介護保険指定事業所に限らず、多様な団体から参加を募りながら、スタッフ教育、医療介護の連携強化を継続します。 その他、地域住民への在宅医療の普及啓発については、「ACP」（アドバンス・ケア・プランニング～人生会議～）の理解に向けて、福岡県と共同で啓発事業を実施します。	○筑紫地区在宅医療・介護連携推進 検討会議 ■開催回数 R6年度 4回 R7年度 4回 R8年度 4回 ○市民公開講座 ■開催回数 R6年度 1回 R7年度 1回 R8年度 1回	・筑紫医師会と筑紫地区5市とで協議を行いながら、事業を実施。 ・筑紫地区在宅医療・介護連携推進検討会議 4回開催 構成員/筑紫医師会、筑紫歯科医師会、筑紫薬剤師会、介護サービス事業者など ・地域の医療・介護の資源ガイドブックの更新、関係機関への周知活動 ・市民への在宅における医療と介護連携の啓発、周知活動 市民公開講座 1回開催 【4つの場面からの取り組み】 4つの場面から取り組み、切れ目ない在宅医療介護連携の構築を目指す。 ・日常の療養支援と入院退院時作成したツール「医療・介護共有シート」「相談方法確認表」の使用方法や入退院時の情報教諭の仕組みを多職種で学習。また、筑紫医師会HP掲載や様々な研修会等で周知。 ・急変時 救急搬送時の連携に関する課題抽出を行い、小委員会を立ち上げ取り組みを検討 ・看取り 多職種多機関連携研修のテーマを「看取り・ACP」とし実施。また地域で共通して使用できるツールの検討を行った。 ・市独自としてACP普及啓発の取り組み（学習会開催） 民生委員児童委員協議会 85名参加 【評価】 急変時の対応と看取りの場面において関係機関と協議を重ね、具体的な取り組みへと展開することが出来た。	・重点に取り組んでいる急変時と看取り場面において、その仕組みづくり及びツールの作成を行う。	高齢者支援課

事業名		事業内容	現状・課題	方向性	第9期事業量（目標）	令和6年度の実績と評価	令和7年度の予定	担当課	
4 認知症の人及び家族に対する支援の充実	（1）認知症総合支援事業の推進		認知症の人が地域において、「生きがい」をもった生活を送れるよう社会参加活動のための体制整備等を行うために地域包括支援センター及びサブセンターそれぞれに認知症地域支援推進員を配置しています。この認知症地域支援推進員は、相談体制の強化及び自治会や民生委員・児童委員などの地域と連携して取り組んでいます。また、認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームの設置、及び主治医やものわすれ相談医による医療との連携を図りながら、認知症に関する早期診断・早期対応を行っています。	認知症に関する相談件数は年々増加しており、関係機関との連携体制の強化はこれまで以上に必要となります。介護認定を受けている人の家族への調査では、現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者が不安に感じる介護等として、「認知症への対応」が最も多くなっていることから、認知症は本人だけでなく、家族にとっても不安を感じる状態であることがわかります。一方で、令和4年度の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、認知症の相談先を知らない人の割合が全体の7割と相談窓口の認知度が低く、十分な周知が行き届いていない現状が浮き彫りとなり、より一層の周知、周知方法の検討が必要であることが明らかとなっています。	認知症の人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるためにも、認知症地域支援推進員を中心として、より早期診断・早期対応につながる取り組みや、関係機関との連携強化、相談窓口周知の徹底、さらには認知症理解への啓発を行っています。事業の推進にあたっては「認知症施策推進大綱」及び令和6年1月1日に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の理念に則り、認知症当事者の視点に立ち、認知症の人やその家族の意見を踏まえて推進していくことができるよう、日頃の相談支援など、あらゆる場において認知症の人やその家族の意見を把握することに努めます。令和4年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、「認知症になった時に利用したいもの」を問う設問では、「本人、家族対象の相談の場（認知症カフェ）」が全体の2割でした。これらの結果をふまえ、今後とも認知症の人やその家族が安心して集い、相談・語ることができる場の情報収集を行いながら、そのような場を活用して、認知症の人やその家族の意見を把握することに努めます。また、認知症への理解促進、相談窓口の周知及び状態に応じた適切な医療や介護サービスなどへつながるように、さまざまな機会を通じて認知症ケアパスを活用するとともに、自治会や民生委員・児童委員、認知症サポーターとの連携を図り、地域での見守りネットワークの体制整備を図っていきます。	○認知症関係相談件数 ■相談件数（延べ） R6年度 1,300件 R7年度 1,340件 R8年度 1,380件	【実績】 認知症関係相談件数(延べ) 1,207件 東圏域：882件 西圏域：325件 認知症関係啓発展示 ・図書館展示：9月より常設展示 ・市役所展示（市民ギャラリー）：9/3～12 ・認知症に関する出張相談会 9/3、9/5、9/10、9/12 市役所市民ギャラリーにて ・認知症の人やその家族、地域（自治会・民生委員、住民等）からの相談に対し必要な制度・機関へつないだ。 ・認知症に関する啓発活動として、認知症に関する出前講座および展示での啓発活動を実施。（認知症地域支援推進員） 併せて、展示場所においての出張相談会を実施。 ・初期集中支援チームと連携を図り、個別支援が必要なケースの支援を実施。 【評価】 認知症の人が早期診断・早期対応につながるよう、出前講座や、公的機関等を活用した展示、事業所周りでの周知活動を行った。周知活動の際、認知症支援の手引きである「認知症ケアパス」を活用した周知を行い、早期受診の必要性、相談窓口の周知を行うことが出来た。併せて見守りネットワーク構築にもつなげることができたと考える。また、公的機関等を活用した展示の際に、認知症に関する出張相談会の機会を設け、相談機会の拡大につなげた。	・認知症サポーターの活躍の場として、チームオレンジの活動内容の検討 ・当時者意見を把握し事業展開にあたる。 ・認知症の人やその家族が安心して集える場として認知症カフェの開催をめざす。 ・認知症地域支援推進員を中心に初期集中支援チームと連携し、認知症に関する早期診断、早期対応につなげる。 ・認知症地域支援推進員を中心に関係機関とのネットワーク構築を図る。 ・公的機関等を活用した展示での情報発信、展示場所においての出張相談会を検討する。	高齢者支援課
	（2）認知症高齢者等事前登録制度の実施		令和4年度から開始した事業で、認知機能が低下した状態にある高齢者等が行方不明となった場合に備え、事前申請・登録を行い、対象となる高齢者等の身体的特徴（写真、身長、体型、髪型など）・伝達能力・よく行く場所などの情報を共有しています。また、行方不明となった場合等の緊急時には、関係機関等への情報提供、「福岡県防災メールまもるくん」への配信などにより、当該登録者等の早期発見及び保護を目的とした情報共有につなげています。なお、警察庁が公表した行方不明者（全国）のうち、認知症を原因とする人は、年々増加しており、令和4年は18,709人で平成26年の約1.7倍となっています。	従来実施していた行方不明高齢者等家族支援サービス事業では、探知機を常時保持していないと行方不明時に位置情報を把握することができないという課題があったことから、事業見直しを行い、令和4年度より開始した事業となります。現在登録者数は、60名となっていますが、仮に介護認定を受けている人のうち、認知症高齢者日常生活自立度Ⅲ以上を対象と考えると、令和4年10月時点で532名となっており、全員が対象ではないとは言え潜在的なニーズがあると考えられます。	所在が不明となった高齢者の早期発見と事故防止、介護者の身体的及び精神的負担を軽減するために継続して実施するとともに、介護支援専門員・介護サービス事業所などの関係機関等への事業周知を図ることで、利用者の増加に努めていきます。	■登録者数 R6年度 90件 R7年度 120件 R8年度 150件	■登録者数 R6年度 57件	今後とも事業周知し、高齢者の早期発見と安全確保を図っていく。	高齢者支援課

事業名			事業内容	現状・課題	方向性	第9期事業量（目標）	令和6年度の実績と評価	令和7年度の予定	担当課
5 高 齢 者 の 権 利 擁 護 と 虐 待 の 防 止	（3）認知症サポーター養成事業の推進		認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場において認知症の人やその家族を支援する認知症サポーターを養成するため、講師役となる認知症キャラバン・メイトと協働して認知症サポーター養成講座を実施します。	認知症に関する正しい理解を深めるために、認知症サポーター養成講座開催に向け、地域の団体や事業者等へ周知を行っています。要望があった自治会、地域の団体や事業者等に認知症サポーター養成講座を開催し、地域での見守り体制の構築を図っています。	認知症の人やその家族が安心して地域で暮らせるように、身近な存在の地域や自治会、民生委員・児童委員をはじめ、市内の小中学校・大学、地域の団体や見守り協定事業者等多様な世代に対して、認知症サポーター養成講座の周知を行い、開催数の増加を図ります。 また、今後は認知症サポーターが活動する場として、認知症の人や家族が安心して集える場などの情報収集を行います。	■講座開催回数 R6年度 14回 R7年度 15回 R8年度 16回 ■サポーター数（新規） R6年度 160人 R7年度 175人 R8年度 190人	【実績】 講座回数 18回 サポーター数（新規）358人 【評価】 団体からの要請のみならず、自主的な開催として市民向け、新規採用職員向けに認知症の方への理解促進に向けた認知症サポーター養成講座を開催した。 さらに、認知症サポーターを対象に、より理解を深め、認知症サポーターが活躍することをめざし認知症サポーターステップアップ講座を企画し、認知症の人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるための仕組みづくりの一環として、チームオレンジの立ち上げにつなげた。 ステップアップ講座の中では、認知症の人や家族が安心して生活するための仕組みの検討を行い、今後の活動へつなげる機会となった。	・ステップアップ講座を開催し、認知症サポーターの増員を図り、チームオレンジの活性化に繋げる。 ・認知症サポーターの活躍の場として、チームオレンジの活動内容の一つとして認知症の方の尊厳を重視する「ユマニチュード」の技法や、その考え方に学ぶ市民講演会を実施する。	高齢者支援課
	（4）介護従事者への基礎研修受講の義務化への対応		国は、介護に関わる全ての人の認知症対応力を向上させていくため、令和3年度介護報酬改定において、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修の受講を義務化し、基礎研修の受講方法は、原則eラーニングを活用することとされています。	完全に義務化となる令和6年度に向けて、第8期計画期間中の運営指導等により、各事務所に義務化についての周知・指導を実施しました。	基礎研修受講の義務化に伴い、国の実施要綱に、原則eラーニングで実施することが示されていることから、本市では、引き続き、福岡県が業務委託しているeラーニングセンターの周知啓発を行います。		運営指導において、基準を満たしているか確認を行った。	引き続き、運営指導や集団指導において、基準を満たしているか確認していく。	介護保険課
	（1）成年後見制度利用支援事業の促進		成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。本市では、生活に密接にかかわる成年後見制度についての施策をすすめるため、第四次太宰府市地域福祉計画と太宰府市成年後見制度利用促進基本計画を一体的に策定し、成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。 また、弁護士による成年後見制度等についての無料相談（あんしん相談）を太宰府市社会福祉協議会にて実施しています。	本市の成年後見制度利用者数は110人台で推移しています。そのうち、判断能力が不十分になった場合に備えてあらかじめ選んだ後見人との間で契約を結ぶ任意後見は令和元年度、令和2年度ともに0人となっています。 本市では、成年後見制度をはじめとするさまざまなサービスを掲載した高齢者支援パンフレットの配布や太宰府市社会福祉協議会による弁護士の無料相談等、制度や事業の普及・啓発に努めてきましたが、市民アンケートの結果は「名前も内容も知っている」の割合が24.2%にとどまっており、成年後見制度の内容を理解している人が少なく、住民の関心は低い状況であることがわかりました。 一方で、要介護認定者は増加傾向にあり、今後、サービスの利用援助や財産管理、日常生活上の援助等権利擁護に関する支援や相談が増加していくことが考えられます。健康状態や家族の高齢化などに応じ、必要とする人が成年後見制度を適切に安心して利用できるよう、相談窓口や利用促進のための体制整備に努めるとともに、住民への周知や啓発が重要となっています。	成年後見制度の利用が必要な人の状況に応じ、速やかに相談・適切な支援につなげられるよう、①地域連携ネットワークの構築、②成年後見制度の利用促進に向けた取組の強化の2つの視点を持って事業を展開します。 ① 地域連携ネットワークの構築 地域連携ネットワークとは、成年後見制度の利用が必要な人の状況に応じ、適切に支援につなげる地域連携の仕組みを指します。 地域において、権利擁護に関する支援が必要な人の発見に努め、速やかに相談・支援につなぐことができるよう、国のイメージする、チーム、協議会、中核機関を構成要素とした権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築に向け検討を始めます。構築にあたっては既存のネットワークや地域資源の活用など、本市の現状に沿った有機的なネットワークとなるよう関係機関と協議・調整をすすめていきます。 ② 成年後見制度の利用促進に向けた取り組みの強化 成年後見制度の利用促進に向けて、成年後見制度の周知と啓発を図るとともに、市民後見人の育成に対する支援を行うことで体制強化を目指します。さらに成年後見制度の利用支援として、関係機関等のネットワークを活用し、権利擁護支援を必要とする人の発見と早期の段階からの相談や支援に努めます。 同時に、コーディネート役や事務局機能を担う「中核機関」を軸に相談体制を整備し、意思決定支援・身上保護を重視した支援が可能となるよう取り組みます。 さらに、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている場合などが考えられることから、費用負担能力や身寄りのない人などでも成年後見制度を安心して利用できるように支援します。	■市長申立件数 R6年度 5件 R7年度 5件 R8年度 5件 ■相談件数 R6年度 30件 R7年度 30件 R8年度 30件	【実績】 ・市長申立件数 2件 ・成年後見に関する相談（あんしん相談）32件 【評価】 ・市長申立に関する相談があった際には、医療機関、居宅介護支援事業所等関係機関と協力しながら必要に応じて申立事務を行う。 また、必要に応じて、あんしん相談や日常生活自立支援事業の金銭管理や介護サービスにつなげる。 ・国の第2期成年後見制度利用促進基本計画に示されている地域連携ネットワークの構築に向けて、関係機関との調整を行う。 ・成年後見制度の広報啓発事業として、市民向け講演会や相談会を行う。 ・国の第2期成年後見制度利用促進基本計画に令和6年度中設置のKPIが示されている「中核機関」について、高齢者支援課・福祉課及び社会福祉協議会等の関係機関と協議を行い、広報機能・相談機能を担う中核機関として令和6年10月に設置した。（事務局：高齢者支援課） ・広報だざいふR7.1月号に「成年後見制度を知っていますか」を掲載しました。中核機関設置についても、記事の中で周知を行った。		高齢者支援課

事業名			事業内容	現状・課題	方向性	第9期事業量（目標）	令和6年度の実績と評価	令和7年度の予定	担当課
	（2）老人保護措置事業の実施		環境上の理由及び経済的な理由により在宅での生活が困難な高齢者に対して、心身の状況、その置かれている環境の状況等を総合的に勘案し、養護老人ホーム等に入所措置を行い、高齢者がその能力に応じた日常生活を営むことができるよう支援します。	環境上の理由及び経済的な理由により在宅での生活が困難な高齢者に対して入所措置を行っていますが、近年は家族等からの虐待を理由に高齢者を保護するケースも増えてきています。 実績としては、令和3年度は6件、令和4年度は5件の措置を実施しました。	入所が必要な高齢者には適切に入所を支援するとともに、緊急一時保護等、緊急性のある事案に対して早急に対応できるよう、関係機関との連携体制の強化や、安全安心な生活に向けた支援の充実を図ります。		【実績】 措置件数 4件 【評価】 令和6年度中に新規入所が1件あった。 引き続き、入所が必要な高齢者を適切に入所できるように支援していく。また、関係機関との連携体制の強化を図っていく。	引き続き、入所が必要な高齢者を適切に入所できるように支援していく。また、関係機関との連携体制の強化を図っていく。	高齢者支援課
	（3）緊急一時保護事業の実施		高齢者を虐待から守るために、養護者から分離が必要だと本市が判断した場合に、一時的に高齢者施設等へ入所することができる制度です。本来は、高齢者本人が同意した上で、契約を行うサービスですが、高齢者に判断能力がない、代理人がいない、契約を拒否している等、「やむを得ない事由による措置」と本市が判断した場合にのみ利用を決定しています。	国の指針によると、養護者による高齢者虐待の主な発生要因については、「虐待者の障害・疾病」となっており、主たる養護者である家族の不安や悩みを聞き助言等を行う相談機能の強化・支援体制の充実が求められており、地域の実情を踏まえて取り組むことが重要となっています。 一方、介護施設従事者等による高齢者虐待の主な発生要因は、「教育知識・介護技術等に関する問題」や「職員のストレスや感情コントロールの問題」、「虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等」などとなっています。 虐待をしている本人には虐待の意識がなく、また虐待を受けている高齢者も養護者に迷惑をかけているという想いから、相談ができない（公にできない）というのが、家庭内での虐待の特徴と言われています。そのため、被虐待者や虐待をしている養護者だけでなく、虐待に気づいた周囲の人からも積極的に相談してもらえるように、高齢者虐待やその相談先等について周知を徹底し、相談に応じて緊急一時保護を含めた適切な対応を検討する必要があります。 令和3年度は1件、令和4年度は2件の保護を実施しました。	高齢者を虐待から守り、養護者から分離が必要な場合の緊急的な一時避難場所として、引き続き高齢者施設等と連携して事業を継続していきます。		【実績】 緊急一時保護件数 1件 【評価】 令和6年度中に新規の緊急一時保護が1件あった。 引き続き、入所が必要な高齢者を適切に入所できるように支援していく。また、関係機関との連携体制の強化を図っていく。	引き続き、入所が必要な高齢者を適切に入所できるように支援していく。また、関係機関との連携体制の強化を図る。	高齢者支援課

第3節 高齢者の活躍促進

事業名			事業内容	現状・課題	方向性	第9期事業量（目標）	令和6年度の実績と評価	令和7年度の予定	担当課
1 高齢者の 生きがいが づくり	（1）生涯学習活動・ 生涯スポーツ活動の推 進	① 生涯学習活動の推 進	市民の生きがいがづくりや仲間づくりのため、生涯学習の場として、中央公民館（プラム・カルコア太宰府）が開催している「まほろば市民大学」、いきいき情報センターが開催している「文化・生涯学習講座」やイベント（文化講演会・コンサート等）、さらには身近な地域での学習の場として、地区公民館などで「大学と行政による出前講座」を開催しています。 また、市民の生涯学習活動の発表の場として、市民文化祭の開催や市民ギャラリー開放を行っています。それらに加え活動場所を提供するため研修室や実習室、市民ホールを自主サークルなどへ貸し出しも行っています。 その他、市民の生涯学習活動の推進を目的として、各種講座の開催、文化に関する情報の提供等を行っています。	文化・生涯学習講座やイベントの一部は高齢者をメインターゲットとしたものも多く、高齢者の生きがい・趣味活動の場として、さらには交流機会の場としても機能しています。 中央公民館で開催している「まほろば市民大学」は、受講生の固定化を防ぐために、同一講座を数年間実施した後は新しい講座と入れ替えを行うとともに、終了した講座は自主サークル化を促すなど、講座から発展して市民の主体的な活動に繋げていくことが求められています。 しかし、講座によっては、受講生が10人に満たない場合など、単独では自主活動につながりにくい場合もあることから、他事業と連携した自主活動化に向けた働きかけを行う必要があります。 また第8期計画期間においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、講座の開催や受講者数ともに大きく減少しているのが現状です。 さらに、生きがいや社会参加は、介護予防につながる要素として重要なことから、生涯学習をきっかけとして、一般介護予防事業への参加や、介護予防・地域での通いの場でのボランティア活動に興味を持ち、参加してもらえるような働きかけが必要となります。	新型コロナウイルス感染症の影響により減少した、講座の再開と事業量の回復を目指していきます。再開にあたっては、文化芸術や生涯学習の事業を積極的に展開することで、高齢者の仲間づくりや生きがいがづくりに寄与するとともに、自主活動への展開や地域包括支援センターと連携した一般介護予防事業等への受講生の活動の広がりを目指すことで、高齢者にとって真の意味での「生涯」学習となり得るつながりのある事業展開を目指していきます。	○いきいき情報センター ■講座開催回数 R6年度 102回 R7年度 102回 R8年度 102回 ■講座受講者数（延べ人数） R6年度 24,000人 R7年度 24,000人 R8年度 24,000人 ■イベント参加者数 R6年度 350人 R7年度 350人 R8年度 350人 ○中央公民館（プラム・カルコア太宰府） ■講座開催回数 R6年度 2回 R7年度 2回 R8年度 2回 ■講座受講者数（延べ人数） R6年度 970人 R7年度 970人 R8年度 970人 ■イベント参加者数 R6年度 3,600人 R7年度 3,600人 R8年度 3,600人	（いきいき情報センター） ■講座開催回数 63回 ■講座受講者数（延べ人数） 8,408人 ■イベント参加者数 200人 （中央公民館） ■講座開催回数 2回 ■講座受講者数（延べ人数） 783人 ■イベント参加者数 8,043人	（いきいき情報センター） ■講座開催回数 61回 ■イベント開催回数 1回 （中央公民館） ■講座開催回数 2回 ■イベント開催回数 6回	文化学習課
		② 生涯スポーツ活動の推進	健康で充実した高齢期を過ごすためには、身体状況に応じた軽い運動やスポーツに親しむことが有効です。高齢者の身近な健康づくりの促進を基本としながら、練習結果の発表と交流の場を確保し、スポーツ意欲の向上を図ります。 「太宰府市スポーツ推進計画」に基づき、「いつでも、どこでも、だれでも」参加できる「スポーツの日の行事」や「ペタンクカーニバル」など、子どもから高齢者まで参加できる生涯スポーツ事業を実施しています。 また、地域からの依頼に応じてスポーツ推進委員を派遣し、地域のスポーツ行事への支援を行うことで、地域スポーツの活性化を図っています。	スポーツの日のイベントやその他イベントを通して、初めてスポーツに触れるきっかけを与える場を提供しています。令和4年度には、市制施行40周年記念事業として、夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会の会場に太宰府市が決定し、当日は早朝より市内外から500人以上の参加者が大宰府政庁跡に集まり、ラジオ体操を行いました。今後も高齢者が広くスポーツに触れ合う機会を創出するとともに、スポーツ推進委員を派遣し、地域が主体性を持って活動に取り組めるよう、継続的な支援を行うことが求められています。	令和3年度からの10年計画である「太宰府市スポーツ推進計画」では、①地域スポーツ、②競技スポーツ、③青少年スポーツ、さらには④障がい者スポーツの振興を目指していることから、関係課で連携のうえ、障がいの有無に関わらず、誰でも気軽にできるスポーツの推進を図ります。 さらに、平成28年に総合体育館（とびうめアリーナ）も開館し、地域住民の生きがいがづくり、健康づくりにより力を入れていくことが求められています。 また、地域での自主的な活動としてラジオ体操が行われており、毎日10団体ほどが継続して活動しています。周知や継続支援の一環として広報紙への掲載も行っており、今後も継続した後方支援や、地域とより連携した活動ができる方法を検討していきます。	■地域派遣事業派遣回数 R6年度 15回 R7年度 15回 R8年度 15回 ■ペタンクカーニバル参加人数 R6年度 230人 R7年度 240人 R8年度 250人 ■ケアトランポリン教室参加人数 R6年度 108人 R7年度 108人 R8年度 108人	【実績】 ■地域派遣事業派遣回数 R6年度 16回 ■ペタンクカーニバル参加人数 R6年度 天候不良により中止 ■R5年度ケアトランポリン教室 開催期間：8月～2月 教室回数：72回（18回×4教室） 参加申込者数：86名 【評価】 地域派遣事業については、令和6年度の目標回数15回に対し、実績は16回と目標を上回る成果を挙げた。派遣内容としては、各小校区で実施された健康フェスタやポッチャ交流会、ソフトダーツ大会、「スポーツの日」の行事、自治協議会主催イベント等、多様な地域行事への派遣を実施した。これらの取組はいずれも、高齢者が地域社会とのつながりを保ち、主体的に活動する機会を創出するものであり、高齢者の社会参加の促進に資する内容であったと評価できる。	■地域派遣事業派遣回数 R7年度 15回 ■ペタンクカーニバル参加人数 R7年度 240人 ■ケアトランポリン教室参加人数 未定	スポーツ課
	（2）高齢者の生きがいが づくりの推進	① 介護予防・生きがい活動支援事業	地域の実情に応じて運営されるボランティア等を主体とする任意団体が実施する介護予防・生活支援等の活動（サロン等）が、恒常的に可能となるように財政支援を行い、高齢者福祉の推進と向上を図ります。	介護予防の体操からダーツ、料理教室まで活動内容は様々あり、近年の自治会活動、ボランティア活動等の活性化に伴い、活動団体、延べ参加人数ともに増加傾向でしたが、第8期計画期間中は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、一部活動が制限された団体もありました。 また、活動状況に地域間の格差が見受けられることから、市内全体に介護予防等の活動が広まっていくよう更なる周知活動、広報等を行うとともに、持続的に支援を行っていく観点から、支援制度の見直しが必要になっていきます。	地域包括ケアシステムの構築を見据え、このような地域活動の更なる活性化を図るとともに、活動状況の地域間格差の是正に向け、自治会等を通じ、事業内容の周知・広報等説明を行っています。 また、国における通いの場の定義の変更と併せて、地域間格差の是正等を目的として、令和7年度以降は一般介護予防事業における支援の実施（地域介護予防活動支援事業補助金）へ移行する予定です。補助金が広く地域にいきわたり、市内全体における介護予防等の活動の促進が行われるように支援していきます。	■活動団体数 R6年度 10件 R7年度 0件 R8年度 0件 ■延べ参加人数 R6年度 2,200人 R7年度 0人 R8年度 0人 ※R5年度以降段階的に一般介護予防事業へ移行	【実績】 活動団体数 10団体 延べ参加人数 1,759人 【評価】 介護保険事業における通いの場の支援事業と位置づけ、介護特会の一般介護予防事業への移行を図っている。 このことから、団体数、参加者数とも昨年度並みとなっている。	地域における通いの場活動等の介護予防に資する活動を支援する補助金として、広く地域にいき渡らせ、市内全体における活動を促進するために、令和7年度から原則として自治会を対象とした一般介護予防事業における支援の実施（地域介護予防活動支援事業補助金）へ移行する。	高齢者支援課

事業名			事業内容	現状・課題	方向性	第9期事業量（目標）	令和6年度の実績と評価	令和7年度の予定	担当課
		② 敬老会関係事業	本市に居住する高齢者に対して敬老の意を表し長寿を祝福するため、節目の年齢に達した人に敬老祝金の支給等を行います。	高齢者数の増加とともに敬老祝金及び敬老事業補助金についても年々増加しています。また、自治会が主催する敬老会についても、参加率の伸び悩みや会場となる公民館等の収容能力が課題となっています。また、高齢者の増加に向けて、支給内容等の見直しが今後必要となってきます。なお、101歳以上の人に対する敬老祝金は令和2年度から廃止しています。	敬老事業においては、対象年齢や支給内容等について、これまでも段階的な見直しを行ってきましたが、高齢者数の更なる増加を見据え、筑紫地区をはじめとした近隣市の支給状況・動向等を踏まえつつ、限られた財源の有効活用に努めていきます。	■敬老会費対象者数（77歳以上） R6年度 9,750人 R7年度 10,000人 R8年度 10,250人 ■敬老祝金対象者数（88歳・99歳・100歳） R6年度 450人 R7年度 460人 R8年度 470人	【実績】 敬老会費対象者数（77歳以上）9,983人 敬老祝金対象者数（88歳・99歳）（100歳） 504人 【評価】 R6年度は、半数以上の自治会で敬老会（式典・祝宴）が開催されました。一方で、公民館の収容人数等の問題から、記念品等の配布による敬老事業を実施した自治会もあった。 88歳及び99歳を迎える方に対して祝品（カタログギフト）の贈呈を、100歳を迎える方に対して祝金の贈呈を行い、節目の年齢を迎える方への長寿の祝福を行うことができた。	引き続き、自治会が主催する敬老会への支援を行い、節目の年齢に達した人への敬老祝金の支給等を行うとともに、高齢者数のさらなる増加を見据え、近隣市の支給状況・動向等を踏まえつつ、必要に応じて対象年齢や支給内容等の見直しを行い、限られた財源の有効活用に努めていく。	高齢者支援課
		③ 老人クラブ関係事業	例会、地域清掃や自治会活動、高齢者の生きがい、健康づくりに資することを目的とした長寿クラブ連合会及び単位クラブの活動に対し、予算の範囲内で財政支援を行うこと等により、高齢者福祉の向上を図っています。	近年、新入会員の減少による老人クラブ内での高齢化も進み、役員のなり手がいないなどの理由から活動が困難になり、単位クラブ活動を休止したり、長寿クラブ連合会を脱退したりするケースが見受けられます。 このような実情を考慮し活動を支援するため、これまで単位クラブに一律同額で交付していた補助金を、会員数に応じて一定額を加算する見直しを行い、令和5年度より実施しましたが、今後も課題解決に向けた方策を検討していく必要があります。	老人クラブは、地域包括ケアシステムの構築に向け、生活支援・介護予防の社会参加の場としての役割も期待されています。このことから、長寿クラブ連合会と連携し、団塊の世代層に地域参加、共助社会の重要性を理解していただき、老人クラブへの加入につながるよう働きかけるとともに、連合会への加盟を促し、更なる組織の活性化を図っていきます。	■連合会加盟クラブ数 R6年度 23団体 R7年度 24団体 R8年度 25団体 ■新規加入クラブ数 R6年度 1件 R7年度 1件 R8年度 1件 ■連合会会員数 R6年度 1,060人 R7年度 1,090人 R8年度 1,120人	【実績】 令和6年度 22クラブ（新規加入1団体、解散1団体） 会員数 1,006人 【評価】 会員の高齢化により、連合会行事への参加が困難になっている現状を踏まえ、市内4地区に分けたイベント（ダーツ大会、カラオケ大会など）の取り組みを定着させている。 健康づくり・生きがいづくりの事業として新たに「シニア生きがい健康まつり」を1月に実施された。 市内の大学と連携したeスポーツ体験会を2つの単位クラブが実施され、約70名の参加があり好評だった。 会員増に向けて、広報ださいふ9月号に「地域の老人クラブに参加しませんか」と題して会員募集記事を掲載した。	長寿クラブ連合会と連携して、地域で元気に活動する老人クラブをPRし、加入につながるよう働きかけるとともに、連合会への加盟を促し、更なる組織の活性化を図っていく。	高齢者支援課
	（3）高齢者の生きがいづくりの場の確保	① 老人憩いの場整備	高齢者に対する教養の向上及びレクリエーション等を行うための憩い、集える場の整備を自治会において促進するため、その建物の新築及び増改築等に対する経費を助成します。また、整備後の老人憩いの場の有効活用について必要な支援等を行い、高齢者福祉の向上を図ります。	現在、老人憩いの場を整備しているのは、44自治会中21自治会に留まっていますが、新たな憩いの場を確保するためには、公民館の土地に併設・増設することが必要となり、公民館の土地に併設するスペースを確保できない場合が多いことから、新設できる条件が整った公民館が限られている状況となります。一方、近年は、既整備分の老人憩いの場の補修等の要望が多くなっています。	老人憩いの場は介護予防やサロン活動の拠点施設としての機能を併せ持っており、地域の高齢者がいつでも気軽に利用できる場所にあることが重要です。 今後については、近所に少人数が集える場所、また、高齢者の身近な施設としての整備・拡充を推進していきます。	■整備数（新設） R6年度 1ヶ所 R7年度 1ヶ所 R8年度 1ヶ所	【実績】 整備数（新設） 0ヶ所 【評価】 新設の老人憩いの場の申請はありませんでしたが、既存の老人憩いの場について、2ヶ所補修を行った。 地区公民館建替えの際の老人憩いの場新設について1自治会から相談を受け協議した。	地区公民館整備条例の見直しに伴い、地区公民館の建替え促進が予測されることから、文化学習課と連携し、建替えの機会をとらえて未設置自治会への老人憩いの場新設に向けた取り組みを行う。	高齢者支援課
		② 老人福祉センター	市内に居住する概ね60歳以上の人の教養や健康に関わる福祉の増進を図ることを目的として、各種相談及び機能回復に関する指導や助言を行い、必要に応じて関係機関と連携を図るとともに、レクリエーション等、教養向上のための事業を行っています。	設置後40年以上が経過し老朽化が進んでいることから、近年、空調設備や屋上防水等の改修を行いました。今後高齢者の安全を重視した改修が必要になっています。	利用者アンケートを実施しニーズ把握に努め、より高齢者の利用しやすい施設運営を行っていきます。また、施設の老朽化や非バリアフリー等の問題にも対応するため、太宰府市公共施設等総合管理計画（改訂版）に示された方向性を踏まえ、関係課及び関係機関と協議を進め、高齢者がより安心して利用できる施設になるよう努めます。	■利用者数 R6年度 12,500人 R7年度 13,000人 R8年度 13,500人	【実績】 利用者数 9,693人 開館日数 289日 【評価】 高齢者が安心・安全に利用できるよう、浴室改修工事を実施。工事により約3週間、浴室の利用を休止したことも影響し、利用者減のまま目標達成に及ばなかった。 利用者向けの事業については、お楽しみ交流会やお役立ち講座等の事業を実施した。	「公衆浴場における衛生等管理要領」等を遵守しながら、利用者が安心して利用できる施設の管理運営に努める。 また、利用者向け事業についても、利用者増に向けて施設や事業の周知に努めていく。 施設の老朽化対策については、予定している修繕工事を計画的に行う。	高齢者支援課

事業名			事業内容	現状・課題	方向性	第9期事業量（目標）	令和6年度の実績と評価	令和7年度の予定	担当課
2 高齢者の就労支援と多様な働き方の推進	（1）高齢者の就労支援		長寿・高齢社会の進展は、豊かな知識・経験・技能を有した高齢者が増加することになり、高齢者の就労・雇用の場面で需要と供給の双方が発生し、就労意欲を持つ高齢者にとっては社会参加の機会が増え、自身の健康維持、生きがい対策の観点からも有用なことです。 本市では、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりの構築を推進するシルバー人材センターの運営及び活動を支援することで、高齢者の就労を支援しています。 シルバー人材センターでは、庭木の剪定や草刈り草取り、屋内外の軽作業や家事援助サービス、育児支援サービスなど、様々な業務を公共団体、企業、一般家庭から引き受け、会員に提供しています。 また、ワンコインサービス事業「シルバーさんが『やっとなる梅!』」として、1回1時間以内の簡単な作業を500円で行う事業を展開しており、電球の交換、家庭のごみ出しなどを提供しています。 さらに、令和2年10月からは、市内のスーパーマーケットと連携した移動販売事業を展開することで、買い物弱者対策にも貢献しています。	令和5年3月末時点の会員数は、237人となっており前期計画策定時から減少傾向が続いています。一因として、企業等の雇用延長による影響で、60歳代の会員の加入が少なくなっていることが挙げられます。 会員の内訳では、女性会員数が令和5年3月末時点で70名（29.5%）となっており、女性会員を増やすために、女性能力を発揮できるような事業展開、就業開拓によって就業機会づくりを行う必要があると考えられます。 また、本市の介護予防・生活支援サービス事業のひとつである「高齢者家事支援サービス（家事援助）」は、シルバー人材センターが受託し、サービスの担い手を発掘してつなぎながら、サービスを実施していますが、今後はそのニーズがさらに増大する可能性があります。 そのため、就業機会の開拓、女性の就業拡大、会員数の増加に向け、創意工夫ある取り組みをより一層推進していく必要があります。	高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るうえで、シルバー人材センターは活力ある高齢社会実現の重要な核であることから、引き続き必要な支援を行います。 同時に、生活支援体制整備事業協議体のメンバーとしてシルバー人材センターが参画し、協議体や地域を通して、シルバー人材センターの役割を周知する他、広報紙「シルバーだざいふ」を発行し、活動内容や仕事内容の周知も行っています。毎月2回、新規会員に向けた入会説明会も開催しており、地域に潜在する元気な高齢者が家事支援などの生活支援の担い手として活躍できるよう登録に向けての連携を強化していきます。	■会員数 R6年度 250人 R7年度 255人 R8年度 260人	【実績】 R6年度会員数（R7.3末時点） 246人（うち男性 161人、女性 85人） R5年度会員数（R6.3末時点） 231人（うち男性 160人、女性 71人） 【評価】 ・シルバーだざいふの発行や入会説明会でシルバー人材センターの周知に努め、会員数の増につなげることができた。目標値には届かなかったが女性会員が増加している。 ・シルバー人材センターの事業運営のための協議を実施した。 ・契約方法の変更に向けて、シルバー人材センターに事業を発注している関係課と事前協議の場を設けて円滑な導入の支援をした。	【予定】 ・シルバーだざいふの発行等で周知に努め会員増を図る。 ・シルバー人材センターの円滑な事業運営のために必要な協議等を行う。	福祉課
	（2）ボランティア活動の推進		少子高齢化の進行、ひとり暮らし世帯や高齢夫婦のみ世帯の増加などにより、生活の姿は多様化し、家庭内の支え合いや地域でのつながりが希薄になるなど、地域社会の姿も大きく変化してきています。 このような変化の中、地域福祉を推進する重要な担い手として、地域住民、NPO・ボランティア団体と企業、行政がそれぞれの役割を担って協働し、問題の解決にあたる新しい形の共助社会づくりが求められており、ボランティア活動の意義は益々大きなものとなっています。 太宰府市NPO・ボランティア支援センターでは、福祉をはじめ、環境や国際交流、史跡ガイド等、幅広い分野のNPO・ボランティア団体に対して、相談、各種講座の開催、情報提供、活動場所の提供等の支援を行っています。 また、太宰府市社会福祉協議会では、福祉に関する活動を行っているひまわり会等のボランティア団体の登録をはじめ、手話奉仕員養成講座（受託事業）や移送サービス事業など地域福祉に関するボランティア活動の普及啓発に取り組んでいます。	令和4年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、地域活動での「ボランティアグループ」への参加状況は、年に数回以上参加をしている人は13.4%となっています。また、地域の有志による活動へのお世話役として「参加してもよい」・「ぜひ参加したい」は34.4%となっています。 今後も継続して参加できる環境づくりと、高齢者が積極的にボランティア活動に参画し、活躍の場を広げることができるよう、関係機関が相互に連携、協力して現事業を継続していく必要があります。 また、さらなる地域包括ケアシステムの推進に向けて、関係機関がコーディネート機能を発揮し、地域での支えあいや介護人材を見通した新たな事業展開も求められています。	地域住民、NPO・ボランティア団体と企業、行政など、多様な主体が互いに支え合い、ともに助け合う、共助の地域づくりを推進することが重要です。 本事業では、ボランティアを始める人への機会の提供や既にボランティア活動をしている人との連携・継続的な支援の2つの軸で展開していきます。 引き続き、高齢者がボランティア活動を通じ、自らの生きがいや健康づくりに資すると同時に、地域で役割を持って活動できるよう関係課や校区自治協議会、社会福祉協議会及びNPO・ボランティア団体が、連携・協議しながら様々な支援を行い、高齢者等の活躍促進を図っていきます。	■NP0・ボランティア支援センター 講座・イベント等開催回数 R6年度 25回 R7年度 25回 R8年度 25回 ■社会福祉協議会 講座・イベント等開催回数 R6年度 66回 R7年度 66回 R8年度 66回	■地域コミュニティ課 太宰府市NPO・ボランティア支援センター、社会福祉協議会、地域コミュニティ課で連絡会を実施し、令和6年度版太宰府市ボランティア・市民活動団体団体一覧表を作成した。 また、太宰府市NPO・ボランティア支援センターが主催する、外部講師を招いての講座や出前講座の対応、自治会公民館（2自治会）での高齢者スマホ講座の開催等、様々な支援を実施した。 ※スマホ講座実績 緑台区：のべ40人 水城区：のべ31人 ■社会福祉協議会 講座・イベント等開催回数 R6年度 65回 ひまわり会等に携わる実践者の方や手話奉仕委員養成講座（受託）などに新たに参加されるボランティアの方々が活動を継続し、取り組めるよう支援をした。	■地域コミュニティ課 令和7年度版太宰府市ボランティア・市民活動団体一覧表を作成予定であり、うめさろんから各団体へ情報提供シートを送付済み。 また、太宰府市NPO・ボランティア支援センターが主催する、外部講師を招いての講座や出前講座の対応等を予定している。 昨年度実施した高齢者スマホ講座については、委託で実施していたものを地域コミュニティ課職員により実施するものとし、より柔軟に機動力をもって、より多くの自治会において開催予定。 ■社会福祉協議会 講座・イベント R7年度 63回 （※R6年度終了事業があるため）	地域コミュニティ課 社会福祉協議会

第4節 安心して暮らせる環境づくり

事業名		事業内容	現状・課題	方向性	第9期事業量（目標）	令和6年度の実績と評価	令和7年度の予定	担当課	
1 住まいに関する支援体制の充実	（1）住みよか事業の実施		非課税世帯に属する要介護認定を受けている高齢者等が、在宅生活を継続するために必要な住宅改修を行う際に、介護保険制度の住宅改修費用が20万円を上回った場合、さらに限度額30万円までを予算の範囲内で助成します。	高齢者等が安全・安心に在宅生活を継続でき、介助者の負担の軽減につながる住宅改修を行うには、介護保険制度の20万円の支援だけでは十分でない場合があります。このことから、低所得者に対し、さらに30万円までの改修が可能な住みよか事業は、今後とも必要な施策です。この制度の財源として福岡県高齢者等在宅生活支援事業費補助金（1/2補助）が充当されていますが、当該財源の確保が今後の課題としてあげられます。	市職員・ケアマネジャー等が現場を訪問し、対象者や介助者及び施工業者も含めた事前協議を行い、最も効果的な住宅改修となるよう、多角的な視点でアドバイスをを行ったうえで助成を決定し、事業を行っていきます。	■件数 R6年度 4件 R7年度 4件 R8年度 4件	【実績】 ・4件 【評価】 ・対象者や介助者及び施工業者も含めた事前協議を綿密に行い、最も効果的な住宅改修となるよう、多角的な視点でアドバイスをを行ったうえで、必要に応じて介護保険課とも連携を取りながら助成を決定している。	引き続き、市、ケアマネジャー等、施工業者等と連携を取りながら、安全・安心に在宅生活を継続でき、介助者の負担の軽減につながる住宅改修に取り組んでいく。	高齢者支援課
	（2）住宅改修支援事業の実施		住宅改修着工日において居宅介護（予防）支援の提供を受けていない要介護者等に対し、福祉住環境コーディネーター等の有資格者が住宅改修費支給申請に係る理由書の作成を行った場合、作成者の属する事業所に助成金を交付しています。	要介護者等の事故防止及び自立支援、介護者の負担軽減に重要な役割を果たすことから、適切な住宅改修を推進していく必要があります。	住宅改修を推進する観点から、引き続き助成金の交付を行っていきます。	■件数 R6年度 90件 R7年度 90件 R8年度 90件	【実績】 R6年度 73件 【評価】 住宅改修の申請を十分に点検し、対象となる事業所に助成金を交付した。	住宅改修を推進する観点から、引き続き助成金の交付を行っていく。	介護保険課
2 高齢者への移動支援の充実	（1）公共交通機関の利便性の向上		公共交通機関は、買い物や通勤・通学などの市民の日常生活を支えることはもとより、高齢者や障がい者等の交通弱者の移動や社会参加の手段として大変重要な役割を担っています。	平成10年度からコミュニティバス「まほろば号」の運行を開始しており、高齢者や障がい者等の利用に配慮した低床バスにより、市内の公共施設又はJRや西鉄などの公共交通機関の利便性が低い空白地帯に通勤通学、買い物などの交通手段を確保するなどの視点を持って運行し、市民の移動手段として活用されてきました。現在は新型コロナウイルスの影響により、利用者数の減少や、乗務員不足、燃料費の高騰など路線の維持が困難となってきており、今後も利用者のニーズに合わせたダイヤの改正など存続のために、検討を重ねる必要があります。また、丘陵地にある高齢化が進んだ団地住民に向けては、地域サポートカーとしてワンボックスカーを運行し、買い物や通院など高齢者の日常生活の移動手段として利用されています。	交通弱者の移動や社会参加の手段として、「まほろば号」や「地域サポートカー」の果たす役割は重要であることから、新たな運行方法について理解を求めていくとともに、利用者増に向けて、一般介護予防事業などの場に参加する人が公共交通機関を利用して参加することができるように、各種教室等の開始・終了時間帯の設定や実施場所の選定など、可能な方策を検討していきます。さらに、本市全体の公共交通機関の検討においては、高齢者のニーズを含めた利便性の確保に向けた具体策を検討していきます。また、その他の公共交通機関についても、それぞれの特性を活かした活用を図るとともに、車両のバリアフリー化等について事業者に要望し、公共交通機関の利便性及びサービスの向上を推進していきます。		市広報紙、ホームページなど様々な媒体の活用、県庁で夏休みに実施されている公共交通企画展でまほろば号の紹介を行うなど、利用促進活動を行った。期間限定で、西鉄電車やライナーバス旅人とまほろば号フリー券をセットにしたデジタル乗車券をMaaSアプリ「マイルート」で販売した。ジョルダン㈱が提供する「乗換案内」サービスでコミュニティバスの時刻経路検索が可能となり、利用者の利便性向上に寄与した。	前回のダイヤ改正以降に寄せられた利用者からの意見等を参考にダイヤ改正の検討を行う。 加えて、深刻な運転士不足等の諸課題への対応として、コミュニティバスを始めとする地域公共交通再編に向けた検討を行う。 また、市内の一部地域において、本市の地域公共交通の一翼を担う手段になりえるか検討するため、新たな地域公共交通システムとしてデマンド交通の実証実験を予定している。	都市計画課
	（2）高齢者運転免許証自主返納支援事業の推進		令和2年4月1日以降に運転免許証を自主返納した人を対象に、令和2年6月1日から「高齢者運転免許証自主返納支援事業」を開始しています。運転免許証を自主返納した70歳以上の人を対象に、交通系ICカード5,000円分（デポジット代（預り金）500円を含むので、利用額は4,500円となります）を交付して公共交通機関の利用を促進し、高齢者が加害者となる交通事故の抑制を図ります。	支援の対象者は、次の1～4の基準をすべて満たすことが必要としています。 1. 自主返納日において、70歳以上の人 2. 令和2年4月1日以降に、運転免許証を自主返納した人 3. 免許証の有効期間内に、すべての運転免許証を自主返納した人 4. 自主返納日及び支援の申請日に、太宰府市民であること また、支援（交通系ICカードの交付）については1回限りとしていることから、継続的な支援とはなり得ないため、他の公共交通施策との連携が必要となります。令和4年度の本市における70歳以上の実際の自主返納数は280件となっており、その内9割近くの人から事業への申請がありました。また、事業申請の理由は、「家族などの周囲の人から勧められたから」という理由が多数を占めました。	地域包括支援センターや認知症初期集中支援チームと連携し、自らあるいは周囲から促されることで認知機能の衰えを感じて自主返納を行った人の情報を共有することで、潜在的な認知機能リスク者に対して、必要な支援へ繋げることができる仕組みづくりや、支援対象者への相談、個人情報保護を前提とした見守り、さらには、専門医療機関の紹介などができる体制整備を図っていきます。支援を受けられた人に対しては、自動車を運転せずとも外出できる手段と機会を確保できるよう働きかけていくとともに、一般介護予防事業などの情報提供を行うことで、閉じこもり・フレイル予防を目指します。	■件数 R6年度 290件 R7年度 290件 R8年度 290件	■実績 70歳以上の太宰府市民自主返納数 （福岡県警調）223人 （太宰府市支援数）213人 （95.5%） 令和5年度中に免許証を自主返納した市民223人のうち、213人（95.5%）へ支援したことから、本事業が自主返納のきっかけとなったと考える。 引き続き、本事業の啓発に努め、自主返納数の増、ひいては高齢ドライバーによる交通事故の減少に取り組む。	高齢運転者が免許を自主返納することにより、高齢者による加害事故の抑止が図られ、交通事故の減少を目指す。自ら運転免許証を自主返納した高齢者に対して、ICカードを交付し、公共交通機関を使用する際の支払に供するよう促していく。	防災安全課

事業名			事業内容	現状・課題	方向性	第9期事業量（目標）	令和6年度の実績と評価	令和7年度の予定	担当課
3 災害緊急時に備えた支援体制の充実	(1) 避難行動要支援者避難支援制度の充実		1人でも多くの命を救うことを目的とした避難支援体制づくりのために、要配慮者が「どこに」「どれだけ」居るのか、その人が「どのような状態なのか」を災害に備えてあらかじめ把握し、本人の同意を得たうえで、地域の支援者に平常時から氏名・住所・支援に必要な情報を提供することで、速やかな避難が行えるよう地域の中で支援していく制度です。 地域の支援者は、自治会（自主防災組織）、民生委員・児童委員、避難支援者等を想定しています。	自ら要支援者名簿等への登録を希望した人の情報のみを収集する手上げ方式では、支援を要することを自覚していない人や、個人情報として障がい等を有することを他人に知られたくないために登録をしない人も多く、十分な情報収集や新規登録者の増加に繋がっていない状況があります。 第8期計画期間中は要配慮者に直接働きかける同意方式を、市の関係部局、自治会（自主防災組織）が連携して進め、避難行動要支援者名簿の登録数の増加に繋がりました。また、要介護3～5の要介護認定結果の通知の際に、避難行動要支援者避難支援制度のお知らせを同封しています。災害発生時に避難行動要支援者を誘導する地域の避難支援者の確保が今後の課題でもあります。	随時、避難行動要支援対象者の抽出を行い、新たなニーズの把握に努めます。また、既に名簿に登録されている人に対しても、転出者や喪失者の把握を実施することで、災害への備えを進めていきます。 併せて、機会あるごとに、本制度の重要性の周知徹底を図り、個人の避難支援者にとどまらず、自主防災組織等の団体での登録や、関係課の窓口などで、要配慮者に本制度の周知徹底を行い、同意方式による登録申請者の更新・増加に向けて取り組んでいます。	■要支援者名簿登録者数（新規） R6年度 380件 R7年度 380件 R8年度 380件 ■要支援者名簿登録者数（延人数） R6年度 2,683件 R7年度 3,063件 R8年度 3,443件	令和6年9月に自治会長及び民生委員・児童委員に避難行動要支援者名簿を提供し、支援者の確保及び個別避難計画の作成の支援について依頼した。 また、令和7年2月に全自治会を訪問し、取組状況や取組を進めるうえでの課題等のヒアリングを実施した。 避難行動要支援者名簿登録者数（個人情報外部提供同意者数）1,550人（令和7年4月1日現在）	避難行動要支援者制度の周知を継続して実施し、支援が必要な人への制度の活用促進を図る。自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員などの「避難支援等関係者」と連携して、制度に対する理解と個別避難計画の作成への協力を求めている。 また、自治会へのヒアリングで出てきた課題等を踏まえて、「真に支援が必要な人」への取組になるよう、対象要件や更新方法の見直しを検討する。	防災安全課
	(2) 福祉避難所の指定・運営の推進		災害発生時に高齢者や障がい者等、避難所での生活において特別な配慮を必要とする人に対し、適切な対応を行うため各種団体・機関等と協定を締結し、既存の建物を活用した福祉避難所を指定しています。	平成22年度より、県立学校や民間施設との協定締結を行っています。 さらに、令和元年度に災害に備えた体制強化に向けて、指定避難所である総合体育館（とびうめアリーナ）の一部（1階軽運動トレーニング室等）を福祉避難エリアと位置付け、必要な設備等を配置しています。 協定締結施設数：6施設 協定締結や福祉避難エリアの位置づけにより拡充を図っていますが、必要な備品等の確保と避難所開設時の準備・設営方法についての迅速かつ円滑な体制づくりが必要です。 また、近年の高齢者等の増加に伴い、福祉避難所を必要とする人も増加していることから、体制強化が求められています。	高齢化率の上昇に対応して、収容可能人数を増加していく必要があり、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などの介護施設をはじめとした民間の施設との協定締結に向けての働きかけや、一般の避難所の中に要配慮者の受け入れが可能な場を整備することで、福祉避難所や福祉避難エリアを確保し、収容人数の拡充を図ります。 また、備蓄品の計画的購入を行い、円滑な支援体制が構築できるよう平常時から関係機関・団体、地域住民等との連携に努めていきます。	■新規福祉避難所数 R6年度 1件 R7年度 1件 R8年度 1件	【実績】 R6年度新規福祉避難所数 0件 【評価】 ・福祉避難所を増やすには至らなかった。 ・福祉避難所の開設に備え、専用の持ち出し備品ボックスを新たに整備した。	【予定】 ・福祉避難所を増やすため民間施設などへ協力の働きかけを行う。 ・福祉避難所運営を円滑に行うための開設訓練を行う。	福祉課
	(3) 非常災害対策の体制整備		近年、全国各地で大雨に伴う冠水・土砂崩れ等の被害が発生していることに加え、本市は複数の断層が縦断しており、直下型地震（活断層型）の脅威が潜在しています。介護サービス事業者では、災害対策として、避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行うとともに、災害に関する具体的な対応をまとめた計画（非常災害対応計画）を策定しています。特に、平成29年6月19日公布の「水防法等の一部を改正する法律」により、ハザードマップの浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の要配慮利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務付けられています。 また、国は、介護施設の災害時情報共有システムの見直しを行っており、令和6年度以降、全国の特別養護老人ホームなど約26万施設と、国・県・市町村をつなぎ、災害時の情報を共有することができる仕組みを構築することとしています。	本格的に梅雨の時期を迎える前に、毎年、市が指定する事業所に対して、非常災害対策の確認を促す通知を行っています。また、万が一、事業所に甚大な被害が生じた場合等に、市が迅速に被害状況を把握できるよう、管理者等の緊急連絡先の届出を受けています。 義務付けられた避難確保計画が未整備の事業所に対しては、防災専門官の助言を受けながら策定の支援を行っています。 介護サービス事業所は、様々な災害を想定し、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を実施していますが、地域住民の参加が得られるよう、連携に努める必要があります。	介護サービス事業者等で策定している災害に関する具体的な計画を定期的に確認するとともに、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確認を促すなど、介護事業所の後方支援を行います。 さらに、災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築することは重要であり、指定基準により、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられていることから、介護サービス事業者に対して必要な助言及び適切な援助を実施します。		・R6年度から業務継続計画未実施減算が適用開始されたことから、R7.3.27開催の地域密着型サービス事業所向け集団指導において、業務継続計画の策定や訓練、更新について改めて周知、指導を行った。 ・グループホーム等で2か月に1回実施される運営推進会議や、3年に1度の割合で実施している指定事業所の運営指導において、非常災害対応計画や各種訓練の実施等について助言等を行った。	・梅雨の時期の前に、非常災害対策の確認や、緊急時の連絡先の更新についての通知を行う。 ・引き続き運営推進会議や運営指導において、地域の現状確認と非常災害対策の助言を行う。 ・避難確保計画の策定が必要な事業所には、防災安全課と連携をしながら、訓練実施等の情報を収集する。	介護保険課

第5節 介護サービスの充実

事業名		事業内容	現状・課題	方向性	第9期事業量（目標）	令和6年度の実績と評価	令和7年度の予定	担当課	
1 介護サービスの基盤整備	（1）介護サービスの基盤整備		社会情勢や近隣市町村の状況、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や在宅介護実態調査等の調査結果に基づき、福岡県と調整しながら、供給量が不足すると予測される介護サービスの整備を行っていきます。 また、既存の事業所や施設に対して、老朽化した施設の修繕や環境整備等を促し、介護サービス基盤の安定化を図ります。	高齢者人口が増加傾向にあること、隣接する自治体でも同様の傾向があること、さらには高齢夫婦のみ世帯の割合が高く、将来的にひとり暮らしとなる可能性のある高齢者が多いことなどから、今後必要介護認定者数の増加に伴う、介護サービスの需要が高まることが予測されています。 そのため、国の示す地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備分）のメニューに示されている、①介護離職ゼロのための量的拡充の「介護施設等の整備にあわせて行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備」、「介護付きホームの整備促進」、「介護職員の宿舎施設整備」の検討、さらには、本市の裁量でサービス提供体制を検討することができる地域密着型サービスの拡充が求められています。 同時に、上記基金のメニューの②介護サービスの質の向上の「施設の大規模修繕の際にあわせて行うロボット・センサー、ICTの導入支援」、「特養併設のショートステイ多床室のプライバシー保護改修支援」、「介護予防拠点（通いの場等）における健康づくりと防災の意識啓発の取組支援」、「介護施設等における看取り環境の整備推進」、「共生型サービス事業所の整備推進」についても検討が必要となっています。 さらに、地域医療構想を踏まえ、国・福岡県や筑紫地区5市など近隣自治体を含めた広域の医療ニーズと提供体制の変化と、整合のある介護保険サービスの提供体制の確保を目指していく必要があります。	第9期計画期間中に地域密着型サービスとして、「看護小規模多機能型居宅介護（1か所）」の公募を行うことで、上記に対応したサービス提供体制の整備を目指していきます。		「看護小規模多機能型居宅介護」については、4～5月と12～1月に公募を実施したが、応募がなかった。 経営者の後継者不足により事業継続が困難になった法人より事業承継の申し出があり、利用者に不利益が生じないよう、新規法人へスムーズに事業承継するためのサポートを行った。	「看護小規模多機能型居宅介護」について、4～5月月に公募を実施する。	介護保険課
2 介護サービスの質の確保及び向上	（1）介護給付等費用適正化事業の推進		国が定める介護給付等費用適正化事業が、令和6年度の制度改正により主要5事業から3事業に再編されることに伴い、「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「医療情報との突合・縦覧点検」の実施内容の充実化を図ります。 まず、要介護認定は統一された基準に基づいて審査されることが基本原則であるため、調査や審査にばらつきがないよう平準化に努めます（要介護認定の適正化）。また、ケアマネジャーの質の向上を目的とし、ケアマネジメントの手順の確認やケアプランの検証を行い、適切なケアプランかどうか点検を行います（ケアプラン点検）。さらに、医療機関のレセプト等と介護サービス事業所の請求を同時に点検し、重複請求等の有無を確認します（医療情報との突合・縦覧点検）。	要介護認定の適正化では、国の認定審査会への技術的助言事業を活用し、認定適正化専門員からの技術的助言や情報提供を受けて、要介護認定の平準化に取り組みました。 ケアプラン点検は、利用者の置かれている状況を考慮する必要があるため、ヒアリング方式でケアマネジャーへ十分に聞き取りを行いながら実施しています。また、結果等について居宅介護支援事業所の情報交換会等で事例報告するとともに、各事業所に対して自己点検してもらうよう指導を行い、適正なサービス提供に努めています。 医療情報との突合・縦覧点検は、システムを活用し医療機関への入退院等に関する情報収集を行い、介護サービス事業者の請求内容に誤りがないか確認を行っており、結果により請求内容の変更等を介護サービス事業者に求めています。	高齢化の進展に伴い、介護サービス受給者数や、介護サービス事業所数は今後も増加していくことが見込まれます。事業を継続的、安定的に実施することで介護給付の適正化、介護サービス事業者が提供するサービスの質の向上に努めていきます。	■ケアプラン点検件数 R6年度 50件 R7年度 50件 R8年度 50件 ■縦覧点検件数 R6年度 毎月 R7年度 毎月 R8年度 毎月	【実績】 ■要介護認定の適正化として、委託して実施した認定調査については、全件保険者による書面チェックを実施した（1,700件／年） ■ケアプラン点検件数：50件 1月に12事業所、運営指導と併せて4事業所に対して、ケアプラン点検およびプラン作成者との面談を実施した。 ■総覧点検件数 R6年度 毎月 全2,678件点検し、4件の過誤処理を行った。	ケアプラン点検については、50件実施し、10～11月にケアマネジャーとの面談を実施したうえで、2月実施予定のケアマネ情報交換会にて、フィードバックを行う。 委託調査票のチェックや総覧点検も引き続き毎月実施し、要介護認定の適正化や介護給付の適正化に努める。	介護保険課
		（2）運営指導		本市が指定し、指導監督する地域密着型サービス事業所と居宅介護支援事業所に対して運営指導と集団指導を行うことで、利用者の自立支援と尊厳の保持、また介護サービスの質の確保と保険給付の適正化を図ります。 特に、令和3年度介護報酬改定において、「介護従事者への基礎研修受講の義務化」「感染症対策の強化」「業務継続に向けた取り組みの強化」「ハラスメント対策の強化」「高齢者虐待防止の推進」が新たに指定基準として追加されたことで、地域包括ケアシステムの推進、感染症や災害への対応力強化、介護職員の職場環境の改善に向けた取り組みの推進が図られています。	運営指導は、原則として指定又は許可の有効期間内に少なくとも1回以上、指導の対象となる介護サービス事業所等について行いますが、国の方針として、居住系サービスや施設系サービスは利用者の生活の場であること等を重視し、3年に1回以上の頻度で行う事が望ましいとされています。本市ではすべての居宅介護支援事業所と地域密着型サービス事業所に対し、原則3年に1回の頻度となるよう運営指導を実施しています。 令和3年度の改定項目については、完全に義務化となる令和6年度に向けて、第8期計画期間中の運営指導等により、各事業所に義務化についての周知・指導を実施しました。	国が示している確認項目と確認文書を活用し、自治体と介護サービス事業所双方の負担を軽減し指導を継続していきます。また今後は、オンラインの活用も認められたことから、感染症の流行や自治体側の人員不足の場合でも、適切な頻度で指導が実施できるよう取り組んでいきます。	■運営指導実施回数 地域密着型サービス 6施設／年 居宅介護支援事業所 6施設／年 その他（県指導に同行） 2施設／年 ■集団指導実施回数 集合開催：1回 県資料の周知と確認票の提出：1回	指定更新の事業所を中心に運営指導を10事業所程度実施予定。 集団指導も例年どおり実施予定。	

事業名			事業内容	現状・課題	方向性	第9期事業量（目標）	令和6年度の実績と評価	令和7年度の予定	担当課
3 介護人材の確保及び資質の向上	(1) 介護人材の確保の推進		福岡県介護福祉士会と協力し、訪問型生活支援担い手研修を開催し、総合事業において緩和した基準（A型）の訪問介護員の養成に取り組んでいます。また、福岡県社会福祉協議会が実施する「介護に関する入門的研修」や「介護のお仕事復帰セミナー」等の情報を市ホームページや広報紙に掲載し、市民に広く周知しています。	高齢化の進展と生産年齢人口の減少に伴い、介護サービスの需要は高まっていくものの、供給量は減少することが見込まれるため、高齢者介護を支える人的基盤の確保が求められます。若年層、中高年齢層、子育てを終えた層や他業種からの新規参入の促進、都道府県福祉人材センター等の活用等による多様な人材の参入促進、離職した介護福祉士等の届出制度も活用した潜在的有資格者等の復職・再就職支援、外国人介護人材の確保・受入れ・定着や介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備、離職防止・定着促進のための働きやすい環境の整備、介護の仕事の魅力向上・発信、キャリアパスや専門性の確立による資質の向上、介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、高齢者や女性も含めた幅広い層の参入による業務改善（いわゆる介護助手の取り組み）など多様な施策が国から打ち出されていますが、その解消には至っていません。 介護現場、特に訪問介護は人材難となっているため、潜在有資格者の発掘とともに、新たな人材の育成が課題となっています。ただし、訪問型生活支援担い手研修は、福岡県が実施主体となって取り組んでいる事業であり、今後予算削減の可能性があることから、事業実績を踏まえ、継続か否か、継続の場合は予算措置や実施方法について、見直しを行う必要があります。	市内の介護事業所で働く介護助手や介護ボランティア募集のお知らせをホームページに掲載する等、介護現場の人材不足解消に向けた、求職者と事業所の双方の実情・意向に応じた支援体制の確保を図るとともに、潜在有資格者に対しても、情報提供の場、再就職を意識してもらうための機会となるようなプログラムを検討していきます。 さらに、訪問型担い手研修については、研修修了後に就労につながるよう、事業所とのマッチングや現場実習の調整などの支援を行っていきます。	○訪問型生活支援担い手研修（10月～12月） ■修了証発行者数 R6年度 7件 R7年度 7件 R8年度 7件	■R6報酬改定により、訪問型サービスAを廃止したため、訪問型生活支援担い手研修は実施していない。 ■市内介護事業所の介護人材の確保状況を把握し、具体的な介護人材不足に対する施策を検討する際の基礎資料とするため、107事業所を対象として、アンケートを実施した。（回収率：56.1％）	アンケート結果を踏まえ、多くの介護保険サービス事業所が人材確保に苦慮されている現状が把握されたため、事業所が人材の確保や定着促進を目的として実施する事業に要する費用等を補助する「介護人材確保定着事業補助金」を実施するほか、筑紫地区合同で「介護保険サービス事業所就職フェア」を開催する予定。	介護保険課
	(2) 介護現場の生産性の向上と事業所の負担軽減に向けた取り組み		介護現場の生産性の向上には、管轄する福岡県との連携が不可欠となりますが、令和5年の法改正による改正後の法第5条において、県は、「介護サービスを提供する事業所又は施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努めなければならない。」とされており、具体的には、地域医療介護総合確保基金に基づく介護生産性向上推進総合事業によるワンストップ型の窓口の設置、介護現場革新のための協議会の設置といった取り組みを行うこととされています。 また、令和5年3月に介護保険法施行規則等の改正により、介護分野の文書負担軽減の観点から、指定申請や報酬請求等に係る国が定める標準様式及び「電子申請・届出システム」の使用の基本原則化が定められました。		介護現場の生産性の向上のため、介護ロボット・ICT導入の検討を行う事業所に対し、地域医療介護総合確保基金の活用等、必要な支援を行います。 事業所の負担軽減に向け、本市では、令和8年3月31日までに「電子申請・届出システム」の使用に向けた準備を完了する必要があることから、条例や規則の改正等を遅滞なく進めるとともに、事業所等への周知を図ることで、文書負担の軽減を図ります。		R7.1月より「電子申請・届出システム」の使用を開始し、事業所の負担軽減を図った。	引き続き、補助金申請の案内や、電子申請システムを利用していない事業所に対して支援を行っていく。	介護保険課